

○確認事項

第十四期・第3回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録（案）・・・・・・・・・・P 1～P 14

○諮問事項（継続）

【諮問番号492号】足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について・・・P 15～P 97

○報告事項

- 1 特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告・・・・・・・・・・P 98～P100
- 2 「足立区個人情報保護評価委員会（PPAC）」の実施状況の報告・・・・・・・・・・P101～P110

令和7年12月26日（金）
南館13階大会議室

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十四期・第3回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部 区政情報課		
開催年月日	令和7年8月7日(木)		
開催時間	午前10時00分 ～ 午前10時55分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	松井 加奈絵 委員
	面川 典子 委員	水町 雅子 委員	吉岡 茂 委員
	小泉 ひろし 委員	岡安 たかし 委員	はたの 昭彦 委員
	國井 幹雄 委員	石川 祥江 委員	山口 真弘 委員
	上 茂之 委員	川崎 博章 委員	森崎 健一 委員
欠 席 者	鈴木又右衛門 委員		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	○確認事項 第十四期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案) ○諮問事項 〔諮問第492号〕足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について		
	○報告事項 1 「足立区個人情報保護評価委員会(P P A C)」の実施状況の報告 2 令和6年度運用状況の報告		
そ の 他			

(審議経過)

1 開 会

○山根区政情報課長 定刻になりましたので、本日はお忙しい中、足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、審議に入るまでの進捗を努めさせていただきまず区政情報課長の山根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 委員紹介

○山根区政情報課長 審議会に入ります前に、委員の方々の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

区内各種団体代表の足立区民生・児童委員協議会会長職務代理の石川委員でございます。

○石川委員 石川と申します。よろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 よろしくお願いいたします。

次に、区議会から選任されました委員の方々をご紹介させていただきます。

初めに、吉岡委員でございます。

○吉岡委員 吉岡です。よろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 続きまして、小泉委員でございます。

○小泉委員 小泉です。よろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 続きまして、岡安委員でございます。

○岡安委員 岡安です。よろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 ありがとうございます。

また、本審議会の幹事が替わりましたので、ご紹介させていただきます。

政策経営部長の岩松でございます。

○岩松政策経営部長 岩松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 次に、審議会資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、審議会の式次第、事前に郵送させていただきました第十四期・第三回足立区情報公開・個人情報保護審議会資料、ピンク色の表紙のものになります。それから、諮問文の写しと席次、委員名簿を配付させていただきます。

資料につきまして以上の5点になります。が、不足の資料がございましたらお知らせいただければと存じます。いかがでございますでしょうか。ありがとうございます。

本日、森崎委員が電車の都合で遅れるというお話を頂いております。今のところ、委員の定数16名のうち、14名のご出席をいただいております。定足数の過半数を超えておりますので、審議会は成立ということでございます。

それでは、第十四期・第三回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。本日は、お手元の次第のとおり、確認事項が1件、諮問事項が1件、それから報告事項が2件となっております。

再度のご案内で恐縮でございますが、ご発言をする際に、お手元のマイクのスイッチを入れてからご発言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。発言が終わりましたらスイッチを切っていただければと思います。

以後の議事進行につきましては、川合会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。まず、本審議会の審議ですが、基本的に公開により行うこととしたいと思います。が、よ

ろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということで、そのように進めさせていたできます。

3 確認事項

第十四期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)

○川合会長 続きまして、会議録の確認になります。

第十四期・第2回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思います。

こちらの要録は、審議会要録(案)という表題で事前に郵送させていただきました資料の1ページ～19ページについてでございます。この点、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○川合会長 ありがとうございます。特にご意見がないということでしたら、こちらの要録を第十四期・第2回情報公開・個人情報保護審議会要録とすることにご異議ありませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということで、そのように決定させていただきます。

4 諮問事項

【諮問第492号】足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について

○川合会長 では、諮問事項に入ります。

資料の20ページになります。諮問第492号、「足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について」でございます。

では、所管課よりご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 改めまして、区政情報課長の山根でございます。本日は、諮問1件を出させていただいております。よろしくお願いいたします。

こちらが区政情報係長の三島でございます。右手のほうが情報公開担当係長の貴志でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料をご覧くださいと思います。20ページの諮問第492号を開きいただければと存じます。

案件の概要でございますが、先ほど会長からご紹介していただきましたように、条例の改正と規則の改正、それから手引きがございます。こちらはマニュアルとして区内の職員で活用しているものですが、こちらについての改訂を行いたいということでございます。

案件の概要でございます。

情報公開条例に基づきます開示請求全体のうち、1,000件ほど開示請求がございます。そのうち年間半数を占めるのが工事の入札に係る金額入りの設計書、こちらの開示請求が500件ぐらいいを超えているというのが通年でございます。こちらは、各事業者さんが入札後に、その情報を知りたいということで開示請求に参られるということが多くございます。

こちらにつきまして、全部開示で開示をしておりますので、これにつきましてはホームページ等で公表していくことを通じまして、広く事業者の皆様方に参加していただくような形の環境を整えたいと思います。こちらにつきまして、今ホームページ上にそういうコーナーを作成するというところで動いております。12月ぐらいいまでに公表できるような形で仕立てたいというふうに考えております。

それに伴いまして、開示請求をしなくても、公表して費用もかかりませんし、公表ができるタイミソグでホームページ上にできますので、開示請求の対象にしないという形のものを条例の中に明記させていただくというものでございます。

そのほか、規則改正につきましては、開示請求の資料の様式を整えるということで改正をさせていただきます。また、手引きの運用につきましても、条例の改正と規則の改正に伴いますので、こちらの内容についても、しつかりと修正をかけていきたいということでございます。

項番2の条例の主な改正点の(1)につきまして、第20条については先ほど申し上げたとおりでございます。

また、(2)のところですが、条例第16条に、公文書提供システムという項目を区ではホームページに公開しております。区の全部の公文書について検索ができるシステムをインターネット上に公表しているものでございます。それがございますが、こちらについては条例に反映している形ではありませんでしたので、こちらの検索の手段も加えるということで明記をしていきたいというふうに考えております。

条例の主な改正点の(3)ですけれども、開示決定に不服がある方々が、もう一度審査請求という形でする制度がございます。こちらの規定について、今も記載はして運用しているところではございますけれども、一部内容について足りていないところもあるということがございましたので、そちらについて付け加えるという形に改正させていただきたいと思っております。

当審議会への諮問としましては、情報公開制度の運営に関する重要事項の変更に当たりますため、審議会条例第2条第1項第1号

の規定によりまして、情報公開・個人情報保護審議会に諮問するという形になっておりますので、こちらの審議会に諮問するものでございます。

また、諮問の内容に専門的な法令に関するものが含まれますので、条例の施行規則第5条に基づき学識の委員の皆様方で構成されます小委員会を設置いたしまして、そちらのほうで内容について調査・検討をしていただくという形をお願いしたいと思っております。

1枚おめぐりいただきますと、こちらの改正の手引きの概要ということで記載をさせていただいております。

第20条につきましては、先ほどご説明させていただいたインターネットの公表の関係が入っているものでございます。

第16条につきましては、公文書の提供システムについて、区政情報の検索を行う手段を一般の利用に供するというので、もう既に供してはいるのですけれども、改めて明記させていただきたいと存じます。

第15条の1と2と3につきましては、審査請求に関する記載になります。

こちらの第15条の柱書きの部分につきましては、行政不服審査法がございまして、こちらの読み替えの規定と重複している部分が条例のところにもございますので、該当の部分は削除して、行政不服審査法の規定を準用するというような形の運用になります。

それから審査会への諮問としましては、審査会の諮問が不要な場合、それから審査会の諮問したものの通知について明確にするため、こちらの記載を改めるものでございます。

それから第15条の3ですけれども、第三者の方からの審査請求を棄却する場合における手続を、改めてこちらについては設けるというものでございます。今までは、こちら

については設けられていなかったところを補完していくものでございます。

第 12 条につきましても、第三者に対する意見書提出の機会の付与ということで、情報開示請求のときに、請求されている方と別の第三者の方の情報が入っている場合につきまして、意見を頂くような形を持ちまして、それで開示するかどうか決めるという形のものですけれども、そちらについての文言の定義を行うということで規定整備を行っております。

2 の足立区情報公開条例施行奇策の改正につきまして、2 枚おめくりいただきまして、28 ページ以降に資料をつけさせていただいております。旧のものと新のものという形で、グレーに塗っているところを変えているという形の表記でございます。

電話番号の変更ですとか、例えば 29 ページの裏面ですけれども、開示の費用について記載してございます。こちらのところにつきましても、申請のときに説明したり、ホームページに掲載したりということは行っておりますので、開示請求があったときに、こちらで印刷してお渡しするのは費用がかわさんでしようということがございまして、後ろを白い形にして、情報がない形に整えたいと存じております。

続きまして、34 ページをお開きいただければと思います。情報公開制度運用の手引きの該当箇所の抜粋版をご用意させていただいております。こちらの部分につきましては、グレーになっているところを修正箇所として直しているものでございます。

以上が今回の諮問の内容となります。ご審議のほど、よろしく願ひいたします。
○川合会長 ありがとうございます。
ただいまのご説明につきまして、何か質問等がありましたらお願いいたします。

○岡安委員 区議会の岡安です。

確認も含めてですが、金額入り工事設計書の公表なのですけれども、これはいわゆる入札後ということではないのですね。

○山根区政情報課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○岡安委員 そうしますと、入札して落札業者が決定して速やかになのか、落札業者が契約した後なのか、そこだけ教えてください。

○山根区政情報課長 今、委員がおっしゃられているとおり、契約が成立した後でないと、不調になることとか、そういうことで成立していないと、こちらのほうの設計書については確定しないということになりますので、公表というのは契約の後になるうかと思います。

○岡安委員 すみません、最後に。細かいので分かる範囲でいいのですけれども、所管課のほうの話になっちゃうのか、開示請求して出てきた設計書が、要するに予算が見積りのときに使ったやつなのかどうか。かなり疑義が残るぐらい一式でまとめたものが多いという話が業界から来ているのですね。その辺は本当に見積りで使った、変な話、部品まできちんと載せて工事金額が入ったものかどうかというのは、もし分かれば教えてください。

○山根区政情報課長 現在、開示請求がされている場合に、請求者の方から表記されている金額入りの工事設計書という形で所管が出してきているものがございます。

ただ、今、委員がおっしゃるとおり、工事の内容の積算の全部のものが見えているわけではないのですが、基本的には細かい部分についての指定がされているものが前提だというふうには聞いております。

ただ、中には部品の単価ですとか、細かいところまでを記載しているかどうか

というところになってくると、個別の工事ごとの案件によって変わってくるものかなというふうには考えております。

○川合会長 では、先にも上委員から挙手がありましたので、その後に小泉委員にお願いいたします。

では、上委員、お願いいたします。

○上委員 これ自体は非常によいことかなと思うのですが、参考に教えていただきたいのですけれども、これをインターネット化するによって、例えば問合せ件数が100件あった場合に、どれぐらい負荷が減るといいですか、何件ぐらいこういった開示の手続がなくなるという見積りはいかがでしょうか。○山根区政情報課長 ありがとうございます。昨年度、令和6年度の実績を後ほどまた審議会のほうにご報告させていただくような形になっておりますけれども、88ページをご覧くださいればと存じます。

こちらにございます情報公開制度の運用状況で、令和6年度は1,031件申請がございました。こちらは窓口に来られる場合とオンラインとございます。

1枚おめくりいただきますと、こちらに部別の件数を記載しております。施設営繕部と書いてある部分、それから都市建設部と書いてある部分、それぞれ260件、239件とございます。こちらが、ほぼ工事の設計書の開示請求の内容になっております。それが合われますので大体500件ほど、半分ぐらいが工事の開示請求は占めているというものでございます。ですので、大体半分ぐらいは申請の手続について、我々の区政情報課が窓口になっておりますが、所管のほうも含めますと、事務処理としては大分少なくなると見込んでおります。

以上でございます。

○上委員 どうもありがとうございました。

○川合会長 では、小泉委員、お願いいたします。

○小泉委員 区議会の小泉でございます。

先ほど岡安委員からも少しお話がありましたけれども、入札して価格が決定して契約後に公開することなのですけれども、従来は手数料500円かもしれないけれども、入札に対応した業者は早く知りたいということ、所管のほうへ問合せが結構あって大変だと思うのですけれども、この辺は契約して公開するまでの期間というのは、大体どのくらいというふうにある程度設定して入札にかけているのかどうか、まずはその期間の問題を最初にお聞きしたいと思います。

○山根区政情報課長 契約事務の件になるかと思いますが、各所管から入札までの間というのは、期間としては、すぐに契約に出してから入札になるというものではございませんので、ある一定の期間は経た上で、各事業者さんに参加していただく、応じていただくための周知だとかの期間があるかと思えます。ちょっと私も、契約課のところどれぐらい設けるのかは存じ上げていないので、申し訳ございません。

ただ、入札が終わった後に、落札業者さんと仕様の確認だとか、そういう形をした上で契約に移りますので、ある一定の期間は確認事項が通常は契約の入札についてはある形になります。その契約の取り交わしが終わった後に、先ほどのところについては区政情報課にもらって、開示請求があるなしにかかわらず頂いて、それをインターネット上に公表していくという手順を今考えているところでございます。

ですので、入札からはお時間を頂戴するような形になるかと思うのですが、ただ、今の開示される時期よりも短い時間でご提供できるようになるかとは思っております。

○小泉委員 そのことについては、一応目標値ではないけれども、しておいたほうが、ずるずるいかないでよろしいかと思えます。契約課のほうだと思うのですけれどもね。

それと、先ほども出ましたけれども、設計図書というか、一式表記がされているところ、金額の本来に細かいものも、中には金額の大きい、解釈の仕方もいろいろ見積りに影響してくるようなもので一式表記してあるということと皆さんから聞くことがあるのですが、この辺は区の所管のほうにもお伝えしていると思うのですが、改善はされているという認識でしょうか。

○山根区政情報課長 私どものほうでは、開示請求のときの資料自体が区で決定した資料になりますので、それについては全部開示で全部情報は出すのですが、その書きぶりのところで、積算の根拠となる資料が、細かく業者さんが期待されているようなものが入っているかどうかというところについては公開をする所管、先ほどの施設営繕部ですとか都市建設部のほうが、しつかりとそこを業者さんとお話して、こういうものも入れられたほうがいいということには改善しているかと思えますので、そういうふうな形を積み上げて資料は精度を上げているところだというふうには聞き及んではおります。

○川合会長 ありがとうございます。

その他のご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

では、山口委員、お願いいたします。

○山口委員 小P連の山口と申します。ご説明ありがとうございます。

些末な質問で大変恐縮ですがけれども、28ページ〜33 ページにある帳票のレイアウトのところについて2点質問させてください。まず1点目。28と30の区政情報開示請求

書について、提出先を「レ点」で請求される方が選ぶ欄があると思うのですけれども、今の工事の契約で言うところ、どこにレ点をするのが正解になるのでしょうか。

○山根区政情報課長 工事に関しましては、今、区長部局にしか所属がございませんので、足立区長宛てになります。

○山口委員 ありがとうございます。

質問の趣旨というのが、私もいろいろ行政で申請手続をやるときに、こういう帳票をべらつと渡されて、書き方がよく分からないというのがあつて、この「レ点」をあえて分ける意味があるのかどうかというのが、ちょっと分からなかつたので質問させていただきました。もし統一できるのであれば、一つにしたいいただいてもいいのかなというふうに感じております。ありがとうございます。

2点目ですけれども、これも本来に些末な所で恐縮なのですが、区政情報開示請求書については、下のほうに注意書きで、2番、「*」の欄は記入の必要はありません。「*」が何かというと、その上にある受付場所と上部にある整理番号かなと理解しております。

一方、32ページに行くと、この注意文言がなくて、ただ右上に整理番号の「*」はあつてということと、帳票の記載が統一されていない。本来に些末なところなのですけれども、お役所の文書って、統一感がないなというところ、こういう細かいところなのですけれども、書きやすいように、分かりやすいように整理していただけると大変ありがたいなと感じているところでございます。

○山根区政情報課長 ご意見ありがとうございます。今のところはもつともなご意見だと思いますので、こちらの帳票については修正をさせていただくような形に思っておりますので、ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

特によりしいでしょうか。ありがとうございます。

では、その他特にご意見ないということでしたら、本件については小委員会で調査・検討することですよろしいでしょうか。

ありがとうございます。異議なしということかと思しますので、小委員会で調査・検討を進めていくということとしたいと思います。ありがとうございました。

5 報告事項

(1)「足立区個人情報保護評価委員会（PAC）」の実施状況の報告

○川合会長 では、次に報告事項に移っていききたいと思います。

資料の 76 ページになります。報告事項の 1 番目、「足立区個人情報保護評価委員会（PAC）の実施状況の報告」でございます。引き続き、所管課よりご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 引き続き、区政情報課からご報告させていただきます。

個人情報保護評価委員会（PAC）を開催しております。こちらにつきましては、区内の職員並びに専門アドバイザーの方に参加していただきまして、個人情報にまつわれます取扱いの委託をしている案件を中心に、内部で安全管理措置といたします技術的な部分ですとか、物理的なものが大丈夫なのかということについて確認しているものでございます。こちらについての報告でございます。

開催日は、前回の審議会以降、4 回開催させていただいています。こちらに開催日が書いてあるとおり、案件がないときは不開催となりますが、毎月開催しております。11 回が 3 件、12 回が 2 件、1 回が 1 件、7 年度の 3

回が 4 件という形で案件がございました。

具体的な評価の方法につきましては、業務委託の安全管理シートの内容について評価をいたしております。安全管理が十分であるかどうか、それから安全管理上、確認が必要なことについて仕様に盛り込めるかということについても点検し、評価しております。

次の 77 ページ以降が評価のシートになっております。いずれも評価は A 評価ということですが、それぞれ事業の本身としては、コメントがついているところについては修正をした上で契約の仕様に入れていくというような形でございます。

委員の構成は、こちらの 4 番目に記載のとおりメンバーで検討を行っているものでございます。

雑駁ですが、私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

山口委員、お願いします。

○山口委員 小 P 連の山口です。度々失礼いたします。

これは単なる興味本位の質問なのですけれども、私が働いている業界でも定期的に発生するものなのですが、委託業務に関して再委託先の管理。そこで情報漏えいが発生して、業界全体におわつと派生するというところ、そういう事件がありますと、毎回毎回、委託先の管理のルールもそうですし、再委託先はどうするかという規定の見直し等々もやって、いたちごとくにはなってしまうのですけれども。

このたび全般的に委託先については恐らくきつちりルールを定められているのかなと思うのですけれども、再委託先について直近こういうところを見直したという実績があればご教示いただければと思います。

○山根区政情報課長 ありがとうございます。今、委員おっしゃるとおり、再委託先については、委託元が直接的に関与できないところがあるので、なかなかその関与は難しいということとは区の場合も同様でございます。また、最近は分社化ですとか、協業だとか、いろいろ民間法人さんの業態が変わってきているものですから、子会社になったから再委託じゃないということもなく再委託ということになったりとか、そういう形で細かく見ていかなければならないということは我々も発注するときに苦慮しております。

ここがまた難しいところとして、先ほどご説明させていただきました入札とかがございますので、仕様の中に再委託があるかないかというのは書けないのですから、再委託を禁止にしようとか、かなり絞られてしまったり、高い値段になってしまいうので、そこは書けなかったりする部分が多いので、後ほど落札したところはどここの会社と再委託の形をするかということがありますので、所管が再委託があるときには事前に提出していただくようにということと、それから個人情報を取り扱うときに、契約約款の別紙というところに細かく、こういう再委託のときには申請を出してくださいということとかを明記するような形にして、その後、もう一つは実地検査を年に1回行っておりまして、そこで再委託先に対してどういうふうな形のことを確認されていますかということを委託先に確認して、我々が発注する委託先と同じレベルのことを再委託先にも要求するというような形で運用を区のほうでは行っているような状況でございます。

○山口委員 ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○岡安委員 区議会の岡安です。

個人情報情報の審議会も久しぶりなので、今さらなのですが、ちよつと教えてもらいたいなと思ひまして。ここを読みますと、業務委託の安全シートの内容について、このP P A C評価シートを用いて点検・確認し、評価すると。これはちよつとイメージが湧きにくいのですが、どういうやり方なのか教えていただけますか。

○山根区政情報課長 雑駁な説明で申し訳ございませんでした。

この業務委託の安全管理シートというのが、先ほどちよつとご説明させていただきました4つの安全管理というのが個人情報を取り扱うときに法で定められております。1つが組織的安全管理措置、それから人的安全管理措置、物理的安全管理措置と技術的安全管理措置。こちらをどういうふうな形で取り扱わせるのかについて規定をしっかりと仕様書の中に明記する。先ほど申し上げました約款別紙というものにも書いてありますので、それをつけた上で、さらに委託について必要なことを要求としては書くというものになります。

その書いてある内容につきまして、我々の評価委員会のところでは審議をさせていただいて、漏れがないかどうか、この委託ではこういう項目が必要なのではないか、あるいは、よくあるのが、今ですとインターネットとかクラウドを使った形で、いろいろなサービスを提供するみたいなのがございまして、そのときにネットワーク上の安全管理措置とか、そういうものについて十分なのかというのが、各所管ですとなかなか分かりづらいところがございますので、こちらのメンバーですとか、大学の先生方からご助言を頂いて、そういうところの漏れがないかというのを確認して評価をするというのが評価

シートという形でございます。

ちよつとイメージが湧きづらくて申し訳ございませんでした。

○岡安委員 最後に。そうしますと、77ページ以降、これはあくまでシート上から読み取った意見ということでしょうかですね。○山根区政情報課長 シートのほうには書き込める部分が少ないものがありますので、こちらに関しては、どちらかというと当日の意見として出たもの、委員からのご発言の中をピックアップさせていただいているというような形になっております。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、その他ご質問、ご意見等ないということでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。

(2) 令和6年度運用状況の報告

○川合会長 報告事項の2点目、資料の88ページ以下ということになります。

報告事項(2)「令和6年度運用状況の報告」についてでございます。

引き続き、ご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課の山根です。

令和6年度、昨年度の情報公開制度の運用状況について、ご報告させていただきます。資料88ページでございます。

申し訳ございません。資料の欄が黒くなつてしましまして、次回以降、ここは明るく印刷させていただきます。申し訳ございません。

左側の請求件数をご覧ください。下から2番目の合計件数1,031件というのが昨年度の区政情報開示請求の件数でございます。下の令和5年度の実績から比べまして、約300

件増えているというような形でございます。

1枚おめくりいただきますと各部の請求件数がございます。先ほどもご質問頂きましたけれども、多いところにつきましては、上から4番目の施設営繕部、主に学校の改修ですとか修繕関係がこちらになります。こちらの施設営繕部の工事が260件という形で、昨年度とはほぼ同数の形でございます。

それから都市建設部、こちらも239件ということが増えているような状況でございます。

また、下の教育委員会につきましても数は増えているのですけれども、こちらは工事ではございませんで、開示請求の資料を請求したいというものがこれだけ増えているという形になっております。

90ページ以降は、1,031件分の開示請求の内容の一覧ということをつけさせていただいているものでございます。

続きまして、164ページをお開きいただければと存じます。

令和6年度の個人情報の開示請求についての運用状況でございます。保有個人情報につきましても、左側の下から2番目ですが、請求件数が299件ということで、300件弱の件数でございます。昨年度は354件でしたので、こちらは減っているような形にはなっております。

1枚おめくりいただきますと、部別でどの件数が出てまいります。区民部につきましましては、毎年、一番多いところでございます。こちらは住民票の交付申請について、自分の住民票が取られていることはないかということで、開示請求をされるというものが多数を占めているというようになります。

それから教育委員会のところでも、教育指

導部に入っておりますけれども、発達支援の委員会がございまして、子どもの成長記録の段階で、就学前ですけれども、行動観察とかを親御さんと一緒に受けられる場合に、その行動観察の記録について開示請求していただきたいということで、こちらについても全部開示で対応をしているものでございます。一覧につきましても、区政情報の開示請求と同様でございまして、299 件分のところが一覧で記載されておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

それから、187 ページをお開きください。後ろから 2 枚目になります。

令和 6 年度の不服申立て、こちらの制度の運用についての記録でございます。

令和 6 年度につきましては、不服申立ての件数が 7 件ございました。いずれも情報公開・個人情報保護等審査会で審議をされまして、答申は済んでいるものでございます。こちらは 7 件の不服申し立てがあったということでございます。

また、188 ページにつきましては、昨年度の本審議会の中で諮問状況があったかどうかの確認でございます。以前は個人情報についての諮問がかなり多かったのですが、この件数が多かったのですが、今回も含めまして、諮問事項については情報公開条例のほうの審議になるうかと思しますので、諮問につきましては昨年度はなしということでございます。

私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。
ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○はたの委員 区議会議員のはたの昭彦と
います。

情報開示の運用に関することなので、こ

の場合ちょっと質問させていただきたいのですが、足立区の小規模契約希望登録制度というのがあるのですけれども、各所管が 130 万円以下の工事を発注する場合は、区内事業者を優先するという関係で、事前に登録していただいた区内事業者を優先して発注するという制度があるのですけれども、実は区内のある組合が、この情報公開制度に基づいて事業者名の公表を請求したところ、以前は全部開示されていたのが、事業者名が黒塗りになって出てきたということで、どういうことなんだという問合せを頂きまして調べたところ、申請書の形式が少し変わりましたということ、登録申請書には事業者の所在地と商号または名称、契約者の役職名と氏名、電話番号、携帯電話番号とかとあるのですが、ここに「登録名簿情報公表の可否」という欄が新たにできたということで、「否」という頃に丸をすると開示されないということなのですね。ただ、情報公開に対しての可否を事業者に委ねるということがどうなのだろうと。ましてや区が発注する税金を使った工事に対して発注を求める事業者が、事業者名と事業者名を公表するのを拒絶するということが自体がどうか。それによつて何か不利益を得るのかなということが非常に疑問で、私も話を聞いたときに、それはおかしいんじゃないかなというふうに思ったのですけれども、これについては皆さんいかがお考えになるかなと思つて。

○山根区政情報課長 多分、契約課のほうで、そのような委員のご発言の形で確認をされたのかなというふうには思います。

ただ、区の公開で言えば、確かに文書としては公開をしていくところがあるのですけれども、中には、先ほどの小規模の工事の場合、どういう事業者さんが該当されているのかというところもあるうかとは思いますが、例

えば最近、コロナの対策とかで、給付金事業で事業者さん向けの事業があるのですけれども、そういうところにつきましては、経営状況に関係してくることがございますので、企業とすると、給付を受けているという話になると、そこは取引ですとか、いろいろな要素として課題があるという形になるので、そこを出すのは勘弁してほしいということもあるということは、産経部とかのほうからも聞いております。

ただ、区との契約になりますので、内容について公表するということのルールについては、契約課のほうで新たに取入れた話だと存じておりますけれども、それに従って今はやっているところだと思えますので、契約課がどういうふうにそのルールを運用していく必要があるということになったのかという経緯についても、私どものほうでも確認はできていないところでございますので、開示請求の在り方のご意見としてありますので、契約課のほうにも伝えてまいりたいというふうには考えております。

○はたの委員 話としては分かるのだけれども、ただ、この小規模工事については、事業者名まで公表されなかった、黒塗りにされたということと言うと、それはちよつと行き過ぎじゃないかなというふうに思うのと、登録申請書に「登録名簿情報の公表の可否」という項目をつけるということを認めるというか、オーケーなのだということになる、ほかの書類というか、申請とか、契約とか全てに公表の可否、「どうですか」と聞いて「うちは拒否します」というと、全てが本人の意思によつて開示できなくなってしまうという懸念があるんじゃないかなと思うのですね。確かに今回は小規模契約工事のところでの話なのけれども、これが区政全般に広がっていくと、なるべく全て開示していこう

という方向に対して逆行してしまうんじゃないかという懸念があつて、今回この場でお話しさせていただいたのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○山根区政情報課長 委員おっしゃるとおりでございます、区との契約においては、情報公開の請求の対象になりますよということが、そもそもの契約の対しようとして含まれているというような形になるというのは、区と取引をされる事業者につきましては、そのとおりの考え方だと思います。

ただ一方で、その企業のノウハウですとか、経営に関する要素とか、どこまでを開示できるものなのかというのは、プロポーザルですとか、そういうときには出てくるかと思えます。単純な契約行為だけで、そういうものも含まれないような商取引であれば、今のようなお話も必要性がないんじゃないかということとは考えられるかと思えます。

ただ、先ほどの事業者さんかどういうような形で希望されるのかということ、全部の契約について、そういう形になるものではないというふうには思っておりますけれども、所管のところでのルールがございますので、そこについてなるべく公開ができるようにという働きかけは、区政情報課としてもしていくような形で思っております。

○はたの委員 いつまでやってもしようがないので最後にしますけれども。ただ、足立区の発注する工事を請けるのに、区内で看板を掲げてやっている方が、事業者名まで公表できないようなところに区が発注をするということ自体がどうなのだろうというのは、最後にちよつと申し上げておきたいなと思います。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見、ご質問等お願いいたします。

○吉岡委員 区議会の吉岡でございます。

ご存じの方はいらっしやるかと思いますが、3か月ぐらい前だと思いますが、墨田区内の産院で出生されたお子さんが、実は親の取り違えというようないことがございました。その件について東京都知事のほうから墨田区に、しつかりとその辺のことを調査しなさいというような話が出てきたということがニュースで出ておりまして、実はこの方は若干縁のある方で、個人情報保護法が制定された頃ですから20年ぐらい前、私が議員になりたての頃だったと思いますけれども、相談を受けて、個人情報保護法が制定されたという理由で、「今までのことに関する情報は一切出しませんよ」というふうに区のほうからご意見を頂いたということなのですが、地道にその方も活動を続けていて今般の結果に至った。結論を言いますと、東京都知事のほうから墨田区側に「しつかりとその経緯を調べなさい」というような指示が出て、動き始めたということなのです。

その方は墨田区の産院で生まれておりますけれども、現在居住しているのは足立区内です。そういう場合、その方から新たに、66歳になられると思いますけれども、その方が生きてきた流れだとか、本当のご両親に結びつくような情報の手がかりを区が持っているのだとすれば、その辺の情報というのも、東京都知事の指示があれば動くのか。それとも、そのことについては個人情報ということでは一切公開しないのか。その辺はどういうふうに考えているのか、直近の状況をお聞かせいただきたいと思うのですが。

○山根区政情報課長 今の吉岡委員の事例でございますけれども、ご本人がまずは足立区に対して保有個人情報の開示請求で、今のお話ですと、出生にまつわる情報で区が持っているものがあれば、それを開示してくれという形の請求があつてから動き出しをする

という話に当然なろうかと思えます。何もなにのに動くわけにはまいりませんので、それがあつたときに、例えばですけれども、出生の関係で戸籍ですとか住民票だとか、そういうふうな形がそこにあつたときの情報だということであれば、ご本人の情報ですので、それを開示すること自体は、別に都から言われる、言われないにかかわらずで、保有個人情報の開示請求としては肅々とやっていくものだと思います。

ただ、66歳の方で生まれたときの情報という話になると、かなり古い情報までがどれだけ保存されているのかというのが、特にそのときに足立区に住んでいないという話になると、持っていないということでは存在しない結果になることもあるかとは思いますが。

ご期待に沿える結果になるかどうかちょっと分からないのですが、申請が上がつて、そういうものについての調査をするということ自体は可能かというふうに存じます。

○吉岡委員 分かりました。

何が言いたかつたかというと、私どもの会派の中では「個人情報保護法ってどうなの？」という意見も随分出ている中で、本当の親に会いたいと思うご本人の気持ちも十二分に分かるわけで、今、課長のご答弁をお聞きすると、その時期から比べると、少し緩和というのか、少し柔軟性が出てきたのかなというふうに感じております。

ご本人がこれからどういうふうには、本当のご両親にお目にかかるかの考え方等々にもよつてくると思うのですけれども、確認ですが、それにつながるような情報としての相談は受けてくれるよという理解の仕方でしょうか。

○山根区政情報課長 区の情報で持っているもの、保有個人情報になるかと思えますけれども、そこのご相談については、もちろん

のことながら大丈夫だと思います。

ただ、難しい事例だとは思いますが。どうやって特定をするのかなというのが、取り違えという話って普通の状態ではないので、それをどう証明されるのかとか、そういう項目については、お子さん自体だということ、戸籍とか、そういうところにされているものを、どうやってそれが違うというふうになるのか、私も複雑な事例なので分かりかねるところもあります、そういうときに逆に事例がもう少し大きいところでしたら、東京都とか都道府県のとこが持つていらつしやるということがあるのであれば、そういう問合せをして確認をしていくということはありますけれども、あとは委員がおっしゃるところ、出せるのか出せないのかの話のところは、先ほど申し上げました第三者の方、取り違えた先の方の人権とか権利のこともあると思いますので、簡単にすぐに「はい」という形で機械的に出すということではないのかなというふうには考えるとところではございます。

○吉岡委員 そうですよ。今回は都立病院で起きたことで、恐らく都知事のほうも責任を持ってしっかりと調査しなさい、協力しなさいということだと思えますので、それが全てに該当するとは思っておりませんでしたけれども、いずれにせよそういう実態があるので、その辺の在り方についても、足立区の考え方を持つことができるのであれば、ぜひ調査・研究していただいて、お困りの方が実際にあるわけですから、そういう場合にどうするのということも今後検討していただけると大変ありがたいと思いますので、要望だけさせていただきます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

特に、その他ご意見、ご質問ないということでしたら、報告事項は以上になります。

その他、委員の皆様から何かご意見、ご発言がありましたらと思いますが、よろしいでしょうか。

6 閉 会

○川合会長 では、これで本日予定の案件は全て終了ということになります。

委員の皆様におかれましては、ご協力をありがとうございました。

それでは、事務局より連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○山根区政情報課長 委員の皆様、貴重なご意見を誠にありがとうございました。

事務局から２点ご連絡がございます。

まず、次回、第４回の審議会でございますけれども、12月26日（金曜日）14時を予定しております。また再度ご連絡、ご通知はさせていただきますが、よろしくお願いしたいと存じます。

２点目ですけれども、地下の駐車場をご利用された委員の方におかれましては、駐車券をご用意しておりますので、事務局までお申し出ください。

連絡事項は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他特段ないようでしたら、本日の審議会はこのにて閉会とさせていただきますかと思えます。

本日もご協力いただきましてありがとうございます。

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案 件 [足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について]

所管部課係 政策経営部区政情報課情報公開担当

1 案件概要

(1) 足立区情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく開示請求全体のうち約半数を占める工事契約に関する「金額入り工事設計書」について、開示請求をしなくても資料を取得できるよう、インターネット上で公表を予定している。

かかる資料に対する開示請求の取扱いを明確にすることの外、審査請求等の規定整備を行うため、条例を改正する。

(2) 併せて、足立区情報公開条例施行規則で定める様式を改正する。

(3) 制度を運用する職員が適切かつ円滑に事務を処理するために作成している情報公開制度運用の手引きについて、条例の改正に併せ、改訂する。

2 条例の主な改正点

(1) インターネット等で公表又は提供されている区政情報について開示請求の対象とならない旨を明記（第20条）

(2) 公文書提供システムを念頭に、区政情報の検索を行う手段を一般の利用に供する旨を規定（第16条）

(3) 開示等の決定に対する審査請求手続に関する規定整備（第12条、第15条～第15条の3）

3 審議会への諮問について

上記については、情報公開制度の運営に関する重要事項の変更にあたるため、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号の規定により、足立区情報公開・個人情報保護審議会に諮問する。

4 小委員会での調査検討について

諮問内容には、専門的な事項を含むため、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則第5条に基づく小委員会を設置していただき、内容について、調査検討していただきたい。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	情報公開制度の運営に関する重要事項	足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号	
2			

足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂 概要

1 足立区情報公開条例の改正

【第20条（他の法令等との調整等）】

インターネットで「金額入り工事設計書」が公表された後は、開示請求の手続・費用なしに当該資料をダウンロードすることができるようになる。そのため、インターネット等で公表又は提供されている区政情報については開示請求の対象とならない旨を明記する。

【第16条（区政情報検索資料の作成）】

公文書提供システム（インターネット上で公文書の件名及び概要等を検索できるシステム）を念頭に、区政情報の検索を行う手段を一般の利用に供する旨を規定する。

【第15条（審査請求）】

開示等の決定に対する審査請求手続きに関する規定について、行政不服審査法の読み替え規定との重複があることから、該当部分を削除する等の規定整備を行う。

【第15条の2（審査会への諮問）】

審査会への諮問が不要な場合や、審査会に諮問した旨の通知の対象を明確にするための規定整備を行う。

【第15条の3（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）】

審査請求に係る開示決定に関し、開示されることに反対の意思を表示している第三者に対し意見書を提出する機会を与える旨の規定整備を行う。

【第12条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）】

第15条の2、第15条の3の改正に伴う文言の定義のための規定整備を行う。

（詳細は別添「足立区情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)」を参照）

2 足立区情報公開条例施行規則の改正

電話番号の変更等に伴う様式修正を行う。

（詳細は別添「足立区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)」を参照）

3 情報公開制度運用の手引きの改訂

条例の改正内容及び現在の運用に合致するよう、記載内容を修正する。

（詳細は「情報公開制度運用の手引き(改訂案)【該当箇所抜粋】」を参照）

諮問第492号に係る足立区情報公開・個人情報保護審議会小委員会（令和7年9月26日開催） の調査検討について

表記の件について以下のとおり報告する。

1 検討事項1 足立区情報公開条例の改正内容について

足立区情報公開条例（以下「条例」という。）の改正内容を調査検討し、以下のとおり意見をまとめ、区政情報課作成案を変更することを提言した。

【意見概要】

- (1) 足立区行政手続条例第7条は、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない」と定め
ており、開示請求書の受理を要件としていないため、条例第11条の「開示請求書を受理したとき」を「開示請求があったとき」とすべきで
ある。
- (2) 条例第15条第1項は、「この条例の規定により実施機関がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為について不服があるものは、行政不
服審査法……」と規定しており、これは自然人のみならず権利能力なき社団等人格のないものでも審査請求ができることを意味している。条
例第15条の2第3項の「第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、次に掲げる者に対して……」も、“もの”とするのが適切である。

2 検討事項2 足立区情報公開条例施行規則の改正内容について

足立区情報公開条例施行規則（以下「規則」という。）の改正内容を調査検討し、以下のとおり意見をまとめ、区政情報課作成案を変更するこ
とを提言した。

【意見概要】

- (1) 条例第15条の2第4項は「実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。」
と規定しているため、これに合わせ規則第11条第2項第4号の文言を修正すべきである。
- (2) 規則第2号様式の「*開示できる予定のある場合」の「*」の意味合いが分かりづらいため、削除すべきである。

3 検討事項3 情報公開制度運用の手引きの改訂内容について

情報公開制度運用の手引き（以下「手引き」という。）の改訂内容を調査検討し、以下のとおり意見をまとめ、区政情報課作成案を変更することを提言した。

【意見概要】

（1）審査会への諮問（第15条の2）について

ア 【解釈1】(2)について、「実施機関は、処分に対する審査請求があった場合には、……次に掲げる場合を除き、原則としてすべて審査会に諮問しなければならない。」との記載があるが、「原則として」とあると、条例第15条の2第1項各号に該当する場合以外にも、審査会に諮問しなくて良い場合があり得ると読めてしまうため、削除すべきである。

イ 【解釈1】(4)について、「審査請求が不適法である」場合とは、審査請求が、……行政不服審査法で定める要件を明らかに欠く場合をいう。」との記載があるが、条文の改正案との整合性が取れないため、「明らかに」を削除すべきである。

ウ 【解釈1】(5)について、「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合」の意味合いが明確になるよう、文言を追加すべきである。

（2）足立区行政手続条例第7条は、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければなら」と定め ており、開示請求書の受理を要件としていないため、開示請求書を「受理」という記載を修正すべきである。

（3）現在の制度や運用と一致しない記述について、記載を修正すべきである。

（4）一部意味合いが分かりづらい表現について、より正確に、分かりやすく修正すべきである。

足立区情報公開・個人情報保護審議会小委員会

1 諮問第492号「足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について」の検討

【検討事項1 足立区情報公開条例の改正内容】

足立区情報公開条例に基づく開示請求全体のうち約半数を占める工事契約に関する「金額入り工事設計書」について、開示請求をしなくても資料を取得できるよう、インターネット上で公表を予定している。かかる資料に対する開示請求の取扱いを明確にすることの外、審査請求等の規定整備を行うため、以下のとおり足立区情報公開条例を改正したいと考えているがいかがか。

条例の改正内容	指摘事項等	変更案
(区政情報の開示の決定及び通知) 第11条 実施機関は、開示請求書を受理したときは、開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在及び存否応答拒否を含む。）の決定は速やかに行うものとし、開示請求があった日から14日以内に、開示の請求に係る区政情報の開示等を決定しなければならない。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 (改正なし) 3 (改正なし) 4 (改正なし) 5 (改正なし) 6 (改正なし) 7 (改正なし)	足立区行政手続条例第7条は、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければなら」ないと定めており、開示請求書の受理を要件としていない。(事務局からの修正)	(区政情報の開示の決定及び通知) 第11条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在及び存否応答拒否を含む。）の決定は速やかに行うものとし、開示請求があった日から14日以内に、開示の請求に係る区政情報の開示等を決定しなければならない。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 (改正なし) 3 (改正なし) 4 (改正なし) 5 (改正なし) 6 (改正なし) 7 (改正なし)

条例の改正内容	指摘事項等	変更案
8 (改正なし) (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 12 条 (改正なし) 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該区政情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した場合において、<u>開示決定(開示請求に係る区政情報の全部又は一部を開示する旨の決定をいう。以下同じ。)</u>をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。	(意見なし)	8 (改正なし) —
(審査請求) 第 15 条 この条例の規定により実施機関がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定に基づく審査請求をすることができる。 2 前項の規定による審査請求については、<u>行政不服審査法第 9 条第 1 項本文</u>の規定は、適用しない。 <u>3 (削る)</u>	(意見なし)	—

条例の改正内容	指摘事項等	変更案
(審査会への諮問) 第15条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく審査請求があった場合には、<u>次の各号に掲げる場合</u>を除き、遅滞なく足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。 <u>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</u> <u>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合(反対意見書が提出されている場合を除く。)</u> 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。 3 第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、<u>次に掲げる者</u>に対して審査会に諮問した旨を通知しなければならない。 <u>(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)</u> <u>(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</u> <u>(3) 当該審査請求に係る区政情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</u>	第15条第1項は、「この条例の規定により実施機関がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法……」と規定しており、これは自然人のみならず権利能力なき社団等人格のないものでも審査請求ができることを意味している。第15条の2第3項の「第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、次に掲げる者に対して……」も、“もの”とするのが適切である。 また、第15条の2第3項の「……次に掲	(審査会への諮問) 第15条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく審査請求があった場合には、<u>次の各号に掲げる場合</u>を除き、遅滞なく足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。 <u>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</u> <u>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合(反対意見書が提出されている場合を除く。)</u> 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてなければならない。 3 第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、<u>次に掲げるもの</u>に対して審査会に諮問した旨を通知しなければならない。 <u>(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)</u> <u>(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</u> <u>(3) 当該審査請求に係る区政情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</u>

条例の改正内容	指摘事項等	変更案
4 実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。	げる者に対して審査会に諮問した旨を……」の「対して」の後に「、」を挿入した方が分かりやすい。	4 実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続) 第15条の3 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る区政情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該区政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)	(意見なし)	—
(区政情報検索資料の作成等) 第16条 実施機関は、区政情報の目録等区政情報の検索に必要な資料を作成し、又は検索を行うための手段を一般の利用に供するものとする。	(意見なし)	—
(他の法令等との調整等) 第20条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する区政情報の開示については適用しない。 (1) 法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている区政情報 (2) 図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又	(意見なし)	—

条例の改正内容	指摘事項等	変更案
は貸し出すことを目的とする図書館等の施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理している区政情報 <u>(3) インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表又は提供を行っている区政情報</u>		
<u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この条例の施行前になされた開示請求に対する実施機関の開示義務、開示に係る手続、実施機関がした開示等の決定又は不作為についての審査請求その他の事項については、なお従前の例による。</u>	(意見なし)	—

【検討事項 2 足立区情報公開条例施行規則の改正内容】

足立区情報公開条例施行規則で定める様式について、電話番号の変更等に伴い以下のとおり改正したいと考えているがいかがか。

規則の改正内容	指摘事項等	変更案
(実施状況の公表) 第 11 条 情報公開制度の実施状況の公表は、1 年度に 1 回、区の広報紙への掲載により行うものとする。 2 前項の公表に係る事項は、次に掲げるものとする。		(実施状況の公表) 第 11 条 情報公開制度の実施状況の公表は、1 年度に 1 回、区の広報紙への掲載により行うものとする。 2 前項の公表に係る事項は、次に掲げるものとする。

規則の改正内容	指摘事項等	変更案
(1) 区政情報の開示請求の状況 (2) 区政情報の開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在及び存否応答拒否を含む。）の決定の状況 (3) 審査請求の件数及び処理状況 (4) 条例第 15 条の規定により審査請求に対する決定を行った件数 (5) その他区長が定める事項	足立区情報公開条例は、第 15 条の 2 第 4 項に「実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。」と規定している。 （事務局からの修正）	(1) 区政情報の開示請求の状況 (2) 区政情報の開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在及び存否応答拒否を含む。）の決定の状況 (3) 審査請求の件数及び処理状況 (4) 条例第 15 条の 2 第 4 項の規定により審査請求に対する裁決を行った件数 (5) その他区長が定める事項
第 1 号様式	(意見なし)	—
第 2 号様式	「*開示できる予定のある場合」の「*」の意味が分かりづらい。	「*」を削除する。
第 3 号様式	(意見なし)	—
第 4 号様式	(意見なし)	—
第 5 号様式	(意見なし)	—
第 6 号様式	(意見なし)	—
第 7 号様式	(意見なし)	—
第 8 号様式	(意見なし)	—

【検討事項 3 情報公開制度運用の手引きの改訂内容】

足立区情報公開条例の改正内容及び現在の運用に合致するよう、情報公開制度運用の手引きを以下のとおり改訂したいと考えているがいかがが。

運用の手引きの改訂内容	指摘事項等	変更案
区政情報の開示の請求方法（第7条） 〔解釈〕 3(1)（6 ページ） 「本項各号に掲げる事項は、請求書に記載すべき必要の記載事項であり、これらの記載は、実施機関が請求書を受理する上での要件となるものである。」 〔運用〕 6(1)イ（8 ページ） 「請求に係る区政情報の開示等の決定は、速やかに行なうが、条例上、請求書の受理から決定までは、原則として受付けの翌日から起算して 14 日以内に行なうこととしている。」 〔運用〕 6(1)ウ（9 ページ） 「……郵便事情により、請求者の手元に決定通知書が届くのが遅れることもありうると考えられること等を説明するものとする。」 〔運用〕 6(2)（9 ページ） 「開示等の決定内容は、原則書面により通知すること。区政情報を開示する場合の日時及び場所は、区政情報開示等決定通知書により通知すること。」	必要的記載事項に不足がある場合、補正を求めることとなる。（事務局からの修正） 条例の改正案に合わせ、「受理」ではなく「開示請求があった」という記載に修正する。（事務局からの修正） 不要な記載を削除し、現行の運用に合わせた記載を追加する。（事務局からの修正） 同上	「本項各号に掲げる事項は、請求書に記載すべき必要の記載事項である。これらの記載に不足がある場合は、第2項に規定する補正を求めることとなる。」 「請求に係る区政情報の開示等の決定は、速やかに行なうが、条例上、請求書の受理から決定までは、原則として開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に行なうこととしている。」 「……郵便事情により、請求者の手元に決定通知書が届くのが遅れることもありうると考えられること等を説明するものとする。ただし、開示請求者が、決定された旨の電話連絡及び開示と同時に決定通知書を受領することを希望している場合は、その様に取り扱うものとする。」 「開示等の決定内容は、原則書面により通知すること。区政情報を開示する場合の日時及び場所は、区政情報開示等決定通知書により通知すること。ただし、開示の決定後に、開示請求者と電話等で開示する日時を調整する場合は、この限りではない。」

運用の手引きの改訂内容	指摘事項等	変更案
〔運用〕 7(3) (9 ページ) 「区政情報課又は所管課のいずれかにおいて受け付けた日をもって、第 11 条第 1 項に規定する請求書を受理した日として取り扱うものとする。」	条例の改正案に合わせ、「受理」ではなく「開示請求があった」という記載に修正する。(事務局からの修正)	「区政情報課又は所管課のいずれかにおいて受け付けた日をもって、第 11 条第 1 項に規定する「<u>開示請求があった</u>」日として取り扱うものとする。」
個人に関する情報 (第 8 条第 1 号) 〔解釈〕 7 (12 ページ) 「個人情報に係る本人からの開示請求については、<u>第 20 条第 1 号の規定により、本条例は適用せず、個人情報保護法の定めるところによることとなる。</u>」	削除することとした記載は正しい解釈であるため、削除しない。(事務局からの修正)	「個人情報に係る本人からの開示請求については、<u>第 20 条第 1 号の規定により、本条例は適用せず、個人情報保護法の定めるところによることとなる。</u>」
区政情報の開示の決定及び通知 (第 11 条) 〔趣旨〕 (17 ページ) 「本条は、請求書を受理した場合に、請求に係る区政情報の開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在、存否応答拒否を含む。）の決定及び通知に関して、その内容及び手続を定めたものである。」 〔解釈〕 1(1) (17 ページ) 「開示請求書を受理したときは、開示等の決定は速やかに行うものとし、受理した日の翌日から起算して 14 日以内に決定することを義務付けたものである。」 〔解釈〕 1(2) (18 ページ) 「「受理」とは、請求が適法なものであると実施機関が判断し受領する行為をいい、請求行為の有効性を判断する点において一種の実施機関の意思行為であるが、準法律行為的行政行為である。本制度においては、	条例の改正案に合わせ、「受理」ではなく「開示請求があったとき」という記載に修正する。(事務局からの修正) 同上 同上	「本条は、<u>開示請求があったときに</u>、請求に係る区政情報の開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在、存否応答拒否を含む。）の決定及び通知に関して、その内容及び手続を定めたものである。」 「<u>開示請求があったときは</u>、開示等の決定は速やかに行うものとし、<u>開示請求があった</u>日の翌日から起算して 14 日以内に決定することを義務付けたものである。」 <u>「「受理」とは、請求が適法なものであると実施機関が判断し受領する行為をいい、請求行為の有効性を判断する点において一種の実施機関の意思行為であるが、準法律行為的行政行為である。本制度においては、</u>

運用の手引きの改訂内容	指摘事項等	変更案
提出された請求書に第7条に規定する事項の記載があれば受理することになる。 したがって、区政情報課又は所管課において請求書を受け付けた日を受理した日とする。郵送、ファクシミリ又は電子申請による請求の場合は、請求書（電子申請による場合は、受信内容）が区政情報課に到達した日を受理した日とする。」 〔解釈〕 1(4)（18ページ） 「期間の起算日及び満了日については、請求書を受理した日の翌日から起算して、最後の日を満了日とする。」 〔解釈〕 1(5)（18ページ） 「……それらの状況等も勘案して、決定の期日は、遅くとも請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に行うことを義務付けたものである。」 〔解釈〕 3(2)（18ページ） 「「正当な理由」とは、実施機関が区政情報の開示の請求に対して、開示等の決定をするよう誠実に努力しても、請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に当該決定をすることができない場合であって、次のような理由が挙げられる。」	同上 同上 同上	<u>提出された請求書に第7条に規定する事項の記載があれば受理することになる。</u> <u>したがって、「開示請求があった日」とは、窓口における請求の場合は、区政情報課又は所管課において請求書の提出を受けた日をいう。郵送、ファクシミリ又は電子申請による請求の場合は、請求書（電子申請による場合は、受信内容）が区政情報課に到達した日をいう。</u> 「期間の起算日及び満了日については、<u>開示請求があった日</u>の翌日から起算して、最後の日を満了日とする。」 「……それらの状況等も勘案して、決定の期日は、遅くとも<u>開示請求があった日</u>の翌日から起算して14日以内に行うことを義務付けたものである。」 「「正当な理由」とは、実施機関が区政情報の開示の請求に対して、開示等の決定をするよう誠実に努力しても、<u>開示請求があった日</u>の翌日から起算して14日以内に当該決定をすることができない場合であって、次のような理由が挙げられる。」

運用の手引きの改訂内容	指摘事項等	変更案
費用負担（第14条） 〔解釈〕 1（28ページ） 「区政情報の閲覧（視聴を含む。）に要する費用は無料とし、区政情報の写しの交付に要する費用（作成に要する費用及び送付に要する費用）は、請求者の負担とするものである。 なお、平成26年4月1日の条例改正では、「情報公開条例に基づく区政情報の開示」事務においては、従前どおり「手数料」を徴収せず「実費負担」ととどめることとした。ただし、「閲覧」請求であっても、対象文書に不開示情報が記録されておりマスキング処理を要するケースでは、写しを<u>作成交付</u>するものとし、写しの作成に要した費用を開示請求者に負担してもらうこととした。」 〔解釈〕 1(3)（28ページ） 「区政情報の閲覧については、手数料を徴収すべきではないが、写しの<u>作成交付</u>に要する費用については、開示請求者の負担とすることが公平の理念にかなう。」 〔解釈〕 1(4)（29ページ） 「以上から、足立区においては、区政情報の閲覧は無料とし、被覆の処理をして開示する場合及び写しの交付は有料とする。」	より正確な表現となるよう、条文に合わせ修正するとともに、文章の構成を入れ替える。（事務局からの修正） より正確な表現となるよう、条文に合わせ修正する。（事務局からの修正） 同上	「区政情報の閲覧（視聴を含む。）に要する費用は無料とし、区政情報の写しの交付に要する費用（作成に要する費用及び送付に要する費用）は、請求者の負担とするものである。 ただし、「閲覧」請求であっても、対象文書に不開示情報が記録されておりマスキング処理を要するケースでは、写しの<u>作成又は被覆の処理</u>をするものとし、写しの<u>作成又は被覆の処理</u>に要した費用を開示請求者に負担してもらうこととした。 <u>なお、平成26年4月1日の条例改正では、「情報公開条例に基づく区政情報の開示」事務においては、従前どおり「手数料」を徴収せず「実費負担」ととどめることとした。」</u> 「区政情報の閲覧については、手数料を徴収すべきではないが、写しの<u>作成又は被覆の処理交付</u>に要する費用については、開示請求者の負担とすることが公平の理念にかなう。」 「以上から、足立区においては、区政情報の閲覧は無料とし、<u>写しの作成又は被覆の処理</u>をして開示する場合及び写しの交付は有料とする。」

運用の手引きの改訂内容	指摘事項等	変更案
〔解釈〕 3 (29 ページ) 「請求者が負担する費用は、写しの作成に要する費用及び写しの送付に要する郵送料とする。」 〔運用〕 1 (29 ページ) 「写しの作成を開示請求者自身が行うことも認める。」 〔運用〕 3(1) (29 ページ) 「写しの作成に要する費用は、原則として現金徴収によるものとする。」	同上 現在の運用に合わせ、記載を修正する。(事務局からの修正) より正確な表現となるよう、条文に合わせ修正する。(事務局からの修正)	「請求者が負担する費用は、写しの作成又は被覆の処理及び写しの交付に要する費用及び写しの送付に要する郵送料とする。」 <u>区政情報の閲覧時に、開示請求者自身が複写機でコピーをとる</u>ことも認める。 「写しの作成又は被覆の処理及び写しの交付に要する費用は、原則として現金徴収によるものとする。」
審査請求 (第15条) 〔解釈〕 1(2) (30 ページ) 「……行政事件訴訟法による「処分取消しの訴え」がある。……」 〔解釈〕 1(3) (31 ページ) 「一方「処分取消しの訴え」は、現行の裁判制度によるものであり、……」 〔解釈〕 1(5) (31 ページ) 「「処分」とは、一般的には、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められた行為をいうとされている。この条例においては、請求書の不受理、不開示決定等及び不作為（この条例に基づく開示請求に対し、具体的	条文に合わせて記載を修正する。(事務局からの修正) 同上 改正前の条例に合わせた解釈の記載であり、現在の条文上は不要であるため、削除する。(事務局からの修正)	「……行政事件訴訟法による「<u>処分</u>の取消しの訴え」がある。……」 「一方「<u>処分</u>の取消しの訴え」は、現行の裁判制度によるものであり、……」 「<u>(削除)</u>」

運用の手引きの改訂内容	指摘事項等	変更案
な対応を怠ること) が考えられる。」 〔解釈〕 1(8) (3 1 ページ) 「審査請求の審理は、書面で行うことが原則であるが (行政不服審査法第 19 条)、口頭で行うことも可能である (同法第 20 条)。	足立区情報公開条例上、審査請求を口頭で することができる旨の規定はないため、記載 を修正する。(事務局からの修正)	「審査請求の<u>審理</u>は、書面で行う<u>必要がある</u> (行政不 服審査法第 19 条)。」
審査会への諮問 (第 15 条の 2) 〔解釈〕 1(2) (3 2 ページ) 「実施機関は、処分に対する審査請求があった場合に は、当該審査請求が開示の請求に対する処分に係るも のである限り、次に掲げる場合不適法であるものを除 き、原則としてすべて審査会に諮問しなければならない。」 〔解釈〕 1(3) (3 2 ページ) 「実施機関が審査請求の<u>採決決定</u>を行うに当たり…」 〔解釈〕 1(4) (3 2 ページ) 「<u>「審査請求が明らかに不適法であるとき」</u>る場合と は、審査請求が、審査請求人不適格、審査請求期間を 過ぎているなどで、行政不服審査法で定める要件を明 らかに欠く場合をいう。」 〔解釈〕 1(5) (3 3 ページ) 「<u>「裁決で、審査請求の全部を認容し、……区政情報 の開示について当該第三者から反対の意思を表明し た意見書が提出されている場合には、当該第三者の利 益を害することとなることから審査会の答申を踏ま えることが適当であり、例外として諮問しなければな</u>	「原則として」とあると、第 15 条の 2 第 1 項各号に該当する場合以外にも、審査会に諮 問しなくて良い場合があり得ると読めてしま う。 「裁決」の誤字である。 「行政不服審査法で定める要件を明らかに 欠く」とあるが、条文の改正案との整合性が 取れていない。 事例が分かりやすいように、文言を追加す る。(事務局からの修正)	「実施機関は、処分に対する審査請求があった場合に は、当該審査請求が開示の請求に対する処分に係る ものである限り、次に掲げる場合不適法であるもの を除き、<u>原則として</u>すべて審査会に諮問しなければ ならない。」 「実施機関が審査請求の<u>裁決決定</u>を行うに当たり…」 「<u>「審査請求が明らかに不適法であるとき」</u>る場合と は、審査請求が、審査請求人不適格、審査請求期間 を過ぎているなどで、行政不服審査法で定める要件 を<u>明らかに</u>欠く場合をいう。」 「<u>「裁決で、審査請求の全部を認容し、……区政情報 の開示について当該第三者から反対の意思を表明し た意見書が提出されている場合には、全部開示するこ とは当該第三者の利益を害することとなることから 審査会の答申を踏まえることが適当であり、例外とし</u>

運用の手引きの改訂内容	指摘事項等	変更案
らないこととしている。」 〔解釈〕 3(2) (33 ページ) 「<u>本項により通知すべき対象者は第1号から第3号までに掲げるものであるが、このうち第1号の審査請求人には、……</u>」 〔解釈〕 3(4) (33 ページ) 「<u>第2号の規定は、第三者からの審査請求を想定した規定である。なお、開示請求者が審査請求を行い、または審査請求手続に参加していれば、第1号で通知される。</u>」 〔解釈〕 3(5) (33 ページ) 「<u>第3号の規定は、第12条の規定により反対意見書を提出した第三者のための規定である。想定される事例としては、開示請求者が全部不開示決定または一部開示決定を受けてその取消しを求める審査請求をした場合に、当該取消しに関し 利害関係を有することが明らかである当該第三者に参加人として参加する機会を与えるためである。</u>」	「<u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合</u>」の意味合いを明確にすべきである。 条文からの引用のため「」を追加する。(事務局からの修正) 第2号の規定の趣旨がより分かりやすいよう、修正する。(事務局からの修正) より分かりやすい解説となるよう修正する。(事務局からの修正)	<u>て諮問しなければならないこととしている。</u> <u>なお、「当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合」とは、審査請求人が審査請求の対象とした区政情報の全部を開示することを意味する。そのため、開示請求者が不開示決定の一部についてのみ審査請求をした場合に、当該部分の全部について開示する場合にも該当する。」</u> 「<u>本項により通知すべき対象者は第1号から第3号までに掲げるものであるが、このうち第1号の「審査請求人」には、……</u>」 「<u>第2号の規定は、第三者からの審査請求を想定した規定である。開示請求者が既に参加人として参加している場合は第1号により通知されるが、まだ参加していない場合には、本号による通知により参加の機会を与えるためである。</u>」 「<u>第3号の規定は、第12条の規定により反対意見書を提出した第三者のための規定である。想定される事例としては、開示請求者が全部不開示決定または一部開示決定を受けてその取消しを求める審査請求をした場合に、反対意見書を提出した第三者がまだ参加人として参加していないのであれば、当該取消しに関し 利害関係を有することが明らかである当該第三者に</u>

運用の手引きの改訂内容	指摘事項等	変更案
〔運用〕 1 (34 ページ) 「1 審査請求の受理に係る事務」 〔運用〕 1(2) (34 ページ) 「実施機関の処分等に対する審査請求は、行政不服審査法第9条の規定に基づき書面によることが原則とされているが、例外的に、口頭で審査請求をする場合には、……を確認し、陳述人に押印させなければならない。」	「受理」ではなく「受付」と修正する。(事務局からの修正) 足立区情報公開条例上、審査請求を口頭ですることができる旨の規定はないため、記載を修正する。(事務局からの修正)	参加人として参加する機会を与えるためである。」 「1 審査請求の<u>受付</u>に係る事務」 「実施機関の処分等に対する審査請求は、行政不服審査法第19条の規定に基づき書面によることが必要とされる。」
第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続 (第15条の3) 〔趣旨〕 (36 ページ) 「本条は、開示に反対の意思を有する第三者の審査請求を拒否する場合および第三者の意に反して開示すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者が争訟を提起する機会を保障するため定めたものである。」 〔解釈〕 2 (36 ページ) 「開示請求に係る区政情報の開示決定等に対する審査請求が行われた結果、当該審査請求に係る開示決定等を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、開示決定を行う場合と同様に、第三者の権利保護を図る必要があることから、第三者である参加人が当該区政情報の	よりの確な表現となるよう修正する。(事務局からの修正) より分かりやすい解説となるよう修正する。(事務局からの修正)	「本条は、開示に反対の意思を有する第三者の審査請求を却下又は棄却する裁決をする場合および第三者の意に反して開示すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者が取消訴訟等を提起する機会を保障するため定めたものである。」 「開示請求に係る区政情報の開示決定等に対する審査請求が行われた結果、当該審査請求に係る開示決定等を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、開示決定を行う場合と同様に、第三者である参加人が当該区政情報の開示に反対の意思を表示している場合には、当該

運用の手引きの改訂内容	指摘事項等	変更案
開示に反対の意思を表示している場合には、開示決定等を変更する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置くこととした（第2号）。」		第三者の権利保護を図る必要があることから、開示決定等を変更する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置くこととした（第2号）。」

足立区情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区情報公開条例 平成12年7月13日条例第91号 （区政情報の開示の決定及び通知） 第11条 実施機関は、開示請求書を受理したときは、開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在及び存否応答拒否を含む。）の決定は速やかに行うものとし、開示請求があった日から14日以内に、開示の請求に係る区政情報の開示等を決定しなければならない。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2～8 （改正なし） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第12条 開示請求に係る区政情報に区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る区政情報の表示その他規則等で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該区政情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 （審査請求） 第15条 この条例の規定により実施機関がした開示請求に係る開示等の決定	○足立区情報公開条例 平成12年7月13日条例第91号 （区政情報の開示の決定及び通知） 第11条 実施機関は、開示請求があったときは、開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在及び存否応答拒否を含む。）の決定は速やかに行うものとし、開示請求があった日から14日以内に、開示の請求に係る区政情報の開示等を決定しなければならない。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2～8 （改正なし） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第12条 （改正なし） 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該区政情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定（開示請求に係る区政情報の全部又は一部を開示する旨の決定をいう。以下同じ。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 （審査請求） 第15条 この条例の規定により実施機関がした開示請求に係る開示等の決定

改正前	改正後
又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求をすることができる。 2 前項の規定による審査請求については、<u>行政不服審査法第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項</u>の規定は、適用しない。 3 <u>実施機関に対する開示の決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁（以下「審査庁」という。）」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」とする。</u> （審査会への諮問） 第15条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく審査請求があつた場合には、<u>その審査請求が明らかに不適法であるときを除き</u>、遅滞なく足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。	又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求をすることができる。 2 前項の規定による審査請求については、<u>行政不服審査法第9条第1項本文</u>の規定は、適用しない。 3 <u>（削る）</u> （審査会への諮問） 第15条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく審査請求があつた場合には、<u>次の各号に掲げる場合を除き</u>、遅滞なく足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。 （1）<u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u> （2）<u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合（反対意見書が提出されている場合を除く。）</u>

改正前	改正後
2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。	2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。
3 第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、 <u>審査請求人</u> に対して <u>審査会</u> に諮問した旨を通知しなければならない。	3 第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、 <u>次に掲げるもの</u> に対して <u>審査会</u> に諮問した旨を通知しなければならない。
	(1) <u>審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)</u>
	(2) <u>開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</u>
	(3) <u>当該審査請求に係る区政情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</u>
4 実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。	4 実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。
(追加)	(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)
(区政情報検索資料の作成)	第15条の3 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
第16条 実施機関は、区政情報の目録等区政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。	(1) <u>開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u>
(他の法令等との調整等)	(2) <u>審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る区政情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該区政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</u>
第20条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する区政情報の開示については適用しない。	(区政情報検索資料の作成等)
(1) 法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められている区政情報	第16条 実施機関は、区政情報の目録等区政情報の検索に必要な資料を作成し、 <u>又は検索を行うための手段を</u> 一般の利用に供するものとする。
	(他の法令等との調整等)
	第20条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する区政情報の開示については適用しない。
	(1) 法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められている区政情報

改正前	改正後
(2) 図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書館等の施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理している区政情報 (追加) (追加)	(2) 図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書館等の施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理している区政情報 (3) インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表又は提供を行っている区政情報 付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行前になされた開示請求に対する実施機関の開示義務、開示に係る手続、実施機関がした開示等の決定又は不作為についての審査請求その他の事項については、なお従前の例による。

足立区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区情報公開条例施行規則 平成12年11月30日規則第106号 （実施状況の公表） 第11条 情報公開制度の実施状況の公表は、1年度に1回、区の広報紙への掲載により行うものとする。 2 前項の公表に係る事項は、次に掲げるものとする。 （1）～（3） （改正なし） （4） 条例第15条の規定により審査請求に対する<u>決定</u>を行った件数 （5） （改正なし）	○足立区情報公開条例施行規則 平成12年11月30日規則第106号 （実施状況の公表） 第11条 情報公開制度の実施状況の公表は、1年度に1回、区の広報紙への掲載により行うものとする。 2 前項の公表に係る事項は、次に掲げるものとする。 （1）～（3） （改正なし） （4） 条例第15条の2第4項の規定により審査請求に対する<u>裁決</u>を行った件数 （5） （改正なし） 付 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区情報公開条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、<u>所要の修正を加え、なお使用することができる。</u>
第1号様式	第1号様式（修正）
第2号様式	第2号様式（修正）
第3号様式	第3号様式（修正）
第4号様式	第4号様式（修正）
第5号様式	第5号様式（修正）
第6号様式	第6号様式（修正）
第7号様式	第7号様式（修正）
第8号様式	第8号様式（修正）

書 請 示 開 報 情 政 區

(提出先)

- ☐ 足立区長
 - ☐ 足立区教育委員会
 - ☐ 足立区選挙管理委員会
 - ☐ 足立区監査委員
 - ☐ 足立区農業委員会
- 〔上記「☐」印を付した実施機関に
対して請求します〕

卅
四
五

者來請

氏名

〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

住所

電話

【団体の場合は、主たる事務所の所在地、電話番号】

連絡先

氏名

電話

〔団体の場合は、担当者の氏名、電話番号〕

足立区情報公開条例第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

容の内容の請求

区政情報の具体的な名称又は知りたい事項を具体的に記入して下さい。

開示の方法

1. 開院

2. 視聽

3. 写しの交付 ()

開示を請求する理由・目的

***受付場所**

1. 區政情報課

2. その他 ()

(注意)

1. 開示を請求する理由・目的は、差し支えなければ記入して下さい。
2. *の欄は記入の必要はありません。

○この請求書のコピーは区政情報開示請求書の控えです。

○この請求に対する決定は請求(收受日)の翌日から起算して、14日以内に行い、速やかに文書により通知します。

【電話等により通知し、決定文書は閲覧又は写しの交付時にお渡しすることがあります。】

○この請求に対する決定が条例所定の期間内にされない場合は、開示の請求に係る区政情報について不開示決定がされたものとみなすことができます。

○開示の請求に係る区政情報の開示の実施に要する費用は、請求者の負担となります。費用の額は、別表（裏面）のとおりです。

○この写しは、決定通知書がお手元に届くまで（電話等による決定連絡の場合は、閲覧又は写しの交付時まで）は保管しておいて下さい。

○問合わせ先 足立区役所 区政情報課 03-3880-5225

收受印

(裏)
別表

区 分	単 位	金 額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1 面	1 0 円
複写機により作成した写しの交付	A 3 判以下のもの カラーコピー 1 面	1 0 円 5 0 円
電磁的記録を印刷物として出力したものの交付	A 3 判以下のもの 1 面	1 0 円
CD－Rに複写したものの交付	1 枚	1 0 0 円
USBメモリーに複写したものの交付	1 個	1, 0 0 0 円
写しの郵送に要する費用	実費相当額	

備考

- 1 A 3 判を超えるものの写しについては、A 3 判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 用紙の規格は、日本産業規格による。

区 政 情 報 開 示 請 求 書

年 月 日

(提出先)

- ☐ 足立区長
☐ 足立区教育委員会
☐ 足立区選挙管理委員会
☐ 足立区監査委員
☐ 足立区農業委員会
〔上記〔い〕印を付した実施機関に
対して請求します〕

請求者 氏名

〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

住所

電話

〔団体の場合は、主たる事務所の所在地、電話番号〕

連絡先 氏名

電話

〔団体の場合は、担当者の氏名、電話番号〕

足立区情報公開条例第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請 求 の 内 容			
区政情報の具体的な名称又は知りたい事項を具体的に記入して下さい。			
開示の方法	1. 閲覧	2. 視聴	3. 写しの交付 ()
開示を請求する理由・目的			
*受付場所	1. 区政情報課	2. その他 ()	
(注意)			
1. 開示を請求する理由・目的は、差し支えなければ記入して下さい。			
2. *の欄は記入の必要はありません。			
○この請求書のコピーは区政情報開示請求書の控えです。	収受印		
○この請求に対する決定は請求(收受日)の翌日から起算して、14日以内に行い、速やかに文書により通知します。			
【電話等により通知し、決定文書は閲覧又は写しの交付時にお渡しすることがあります。】			
○この請求に対する決定が条例所定の期間内にされない場合は、開示の請求に係る区政情報について不開示決定がされたものとみなすことができます。			
○開示の請求に係る区政情報の開示の実施に要する費用は、請求者の負担となります。			
○この写しは、決定通知書がお手元に届くまで(電話等による決定連絡の場合は、閲覧又は写しの交付時まで)は保管しておいて下さい。			

(旧)

*整理番号

-

区 政 情 報 開 示 決 定 通 知 書

足

収 第
年 月 日

様

実 施 機 関

年 月 日にありました区政情報の開示請求につきまして、下記のとおり決定しましたので、通知します。

請 求 の 内 容	
区 政 情 報 の 名 称 等	
決 定 の 内 容	☐ 全部開示 (開示の日時、開示の場所のとおり) ☐ 一部開示 (開示の日時、開示の場所、開示に応じられない理由・部分のとおり)
開 示 の 方 法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付
開 示 の 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
開 示 の 場 所	1. 区政情報課 2. その他 ()
不 開 示 と し た 部 分 及 び 理 由	
*開示できる予定のある場合	年 月 日以降であれば、当該区政情報の (全部・一部) を開示することができます。
担 当 課	所属 電話 () 内線

○ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えをすることができ (なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

○ この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、足立区を被告として (訴訟において足立区を代表する者は となり。)、処分の取消しの訴えを提起することができ (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。))。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えをすることができ (なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

(注意)

1. 区政情報の開示を受ける際には、この通知書を提示して下さい。

2. 指定された区政情報の開示の日に来庁出来ない場合は担当課に電話等で連絡して下さい。

3. 区政情報の開示によって得た情報は、条例の規定に基づき、適正に使用しなければなりません。

4. 足立区情報公開条例第13条第2項及び第3項の規定により、この通知があった日から90日以内に、正当な理由なく開示を受けないときは、当該区政情報は開示されたものとみなします。

(新)

整理番号

—

区 政 情 報 開 示 決 定 通 知 書

足

収 第
年 月 日 号

様

実 施 機 関

年 月 日にありました区政情報の開示請求につきましては、下記のとおり決定しましたので、通知します。

請 求 の 内 容	
区 政 情 報 の 名 称 等	
決 定 の 内 容	☐ 全部開示 (開示の日時、開示の場所のとおり) ☐ 一部開示 (開示の日時、開示の場所、開示に応じられない理由・部分のとおり)
開 示 の 方 法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付
開 示 の 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
開 示 の 場 所	1. 区政情報課 2. その他 ()
不 開 示 と し た 部 分 及 び 理 由	
開 示 で き る 予 定 の あ る 場 合	年 月 日以降であれば、当該区政情報の (全部・一部) を 開示することができます。
担 当 課	所属 電話 () 内線

○ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、足立区を被告として (訴訟)において足立区を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えをすることができ (なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

(注意)

1. 区政情報の開示を受ける際には、この通知書を提示して下さい。
2. 指定された区政情報の開示の日時に来庁出来ない場合は担当課に電話等で連絡して下さい。
3. 区政情報の開示によって得た情報は、条例の規定に基づき、適正に使用しなければなりません。
4. 足立区情報公開条例第13条第2項及び第3項の規定により、この通知があった日から90日以内に、正当な理由なく開示を受けないときは、当該区政情報は開示されたものとみなします。

区政情報の開示をしない旨の決定通知書

足 収 第 号
年 月 日

様

実 施 機 関

年 月 日にありました区政情報の開示請求につきまして、下記のとおり決定しましたので、通知します。

請 求 の 内 容	
区 政 情 報 の 名 称 等	
決 定 の 内 容	☐ 全部不開示 (開示に応じられない理由・部分のとおり) ☐ 不存在 (開示に応じられない理由・部分のとおり) ☐ 存否応答拒否 (開示に応じられない理由・部分のとおり)
開 示 し な い こ と と し た 理 由	
担 当 課	所属 電話 () 内線 ○ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過しても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) ○ この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、足立区を被告として(訴訟において足立区を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます (なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

区政情報の開示をしない旨の決定通知書

足 収 第 号
年 月 日

様

実 施 機 関

年 月 日にありました区政情報の開示請求につきまして、下記のとおり決定しましたので、通知します。

請 求 の 内 容	
区 政 情 報 の 名 称 等	
決 定 の 内 容	☐ 全部不開示 (開示に応じられない理由・部分のとおり) ☐ 不 存 在 (開示に応じられない理由・部分のとおり) ☐ 存 否 応 答 拒 否 (開示に応じられない理由・部分のとおり)
開 示 し な い 事 由	
担 当 課	所 属 電 話 () 内 線
○ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過することになります。) ○ この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、足立区を被告として(訴訟において足立区を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することになります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます (なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することになります。)	

(旧)

第4号様式(第3条関係)

		*整理番号				—			
区政情報開示等決定期間延長通知書									
足 年 月 日 收第 号 日									
様									
実施機関									
年 月 日にありました区政情報の開示請求につきましては、足立区情報公開 条例第11条第3項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。									
請求の内容									
開示等決定期間満了日		年 月 日(曜日)							
延長する期間		日間							
延長後の決定期間満了日		年 月 日(曜日)							
決定期間を延長する理由									
担当課		所属 電話		内線					

(新)

第4号様式(第3条関係)

整理番号							
区政情報開示等決定期間延長通知書		足 收第 号 年 月 日					
様		実施機関					
年 月 日にありました区政情報の開示請求につきまして、足立区情報公開 条例第11条第3項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。							
請求の内容							
開示等決定期間満了日	年 月 日(曜日)						
延長する期間	日間						
延長後の決定期間満了日	年 月 日(曜日)						
決定期間を延長する理由							
担当課	所属 電話	内線					

*整理番号					
-------	--	--	--	--	--

区政情報開示等決定期間特例延長通知書

足 年 月 日
 様
 実 施 機 関

年 月 日にありました区政情報の開示請求につきましては、足立区情報公開条例第11条第6項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

請求の内容	
開示等決定期間満了日	年 月 日（ ）
延長する期間	日間
延長後の決定期間満了日	年 月 日（ ）
決定期間を特例延長する理由	
担当課	所属 電話（ ） 内線

整理番号							
区政情報開示等決定期間特例延長通知書							
足		年		月		日	
第		年		月		日	
号		年		月		日	
様							
実 施 機 関							
年 月 日にありました区政情報の開示請求につきまして、足立区情報公開条例第11条第6項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。							
請求の内容							
開示等決定期間満了日		年 月 日（ ）					
延長する期間		日間					
延長後の決定期間満了日		年 月 日（ ）					
決定期間を特例延長する理由							
担当課		所属 電話（ ）		内線			

※整理番号			—			
-------	--	--	---	--	--	--

区政情報開示請求に係る意見照会書	
足 年	収 第 号 日 月
様	
実 施 機 関	
(あなた、貴社等) に関する情報が含まれている区政情報について、足立区情報公開条例 (平成12年足立区条例第91号) 第6条の規定による開示請求があり、当該区政情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第12条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、お手数ですが、当該区政情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「区政情報開示等決定に関する意見書」を提出していただきまますようお願いいたします。 なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。	
開示請求のあった 区政情報の名称等	
区政情報に記載され ている情報の内容	
回答の期限	年 月 日までに到着するようお願いいたします。
担 当 課	所属 電話 内線

区政情報開示請求に係る意見照会書		足 年 月 日	号
様			
実 施 機 関			
(あなた、貴社等) に関する情報が含まれている区政情報について、足立区情報公開条例 (平成 12 年足立区条例第 91 号) 第 6 条の規定による開示請求があり、当該区政情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、お手数ですが、当該区政情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「区政情報開示等決定に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。 なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。			
開示請求のあった 区政情報の名称等			
区政情報に記載され ている情報の内容			
回答の期限	年 月 日までに到着するようお願いいたします。		
担 当 課	所 属 電 話	内 線	

*整理番号				
区政情報開示等決定に関する意見書				
(提出先) (実施機関)		年 月 日		
住所				
氏名		電話		
年 月 日付で照会のあった区政情報の開示についての意見は下記のとおりです。				
開示請求に係る 区政情報の名称等				
		☐ 区政情報を開示されることについて支障 (不利益) がない。 ☐ 区政情報を開示されることについて支障 (不利益) がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分		
意 見		(2) 支障 (不利益) の具体的理由		

(新)

整理番号					
------	--	--	--	--	--

区政情報開示等決定に関する意見書 (提出先) (実施機関) 住所 _____ 氏名 _____ 電話 _____ 年 月 日付で照会のあった区政情報の開示についての意見は下記のとおりです。		年 月 日
開示請求に係る 区政情報の名称等		
	☐ 区政情報を開示されることについて支障 (不利益) がない。 ☐ 区政情報を開示されることについて支障 (不利益) がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由 意見	

*整理番号

—

反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書

足 年 月 日
収 第 号

様

実 施 機 関

年 月 日付 足 発第 号で照会した区政情報の開示については、次の
とおり決定したので通知します。

開示請求に係る 区政情報の件名等	
決定の区分	1. 全部開示 2. 全部不開示 3. 一部開示 4. その他
決定の内容及び理由	
開示をする日	年 月 日
担当課	所属 電話 内線

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることが出来ます (なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、足立区を被告として (訴訟において足立区を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することが出来ます (なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書

足 収 第 号
年 月 日

様

実 施 機 関

年 月 日付 足 発第 号で照会した区政情報の開示については、次の
とおり決定したので通知します。

開示請求に係る 区政情報の件名等	
決定の区分	1. 全部開示 2. 全部不開示 3. 一部開示 4. その他
決定の内容及び理由	
開示をする日	年 月 日
担当課	所属 内線 電話

○ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

○ この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【検討事項 3 情報公開制度運用の手引きの改訂内容について】

情報公開制度 運用の手引き

(改訂案) 【該当箇所抜粋】

令和●年●月・改訂

足立区政情報課
(Ver. 32.12)

☆利用者の責務（第5条）

この条例の規定に基づき、区政情報の開示を受けようとする者は、この条例の目的に即して区政情報の開示を求める権利を適正に行使するとともに、その権利の行使によって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開制度の健全な運用を図るために、区政情報の開示を受けようとする者と、開示を受けた者の負うべき責務を定めたものである。権利の濫用にあたりうるような区政情報行政文書の開示請求は、行政事務の停滞をもたらし、情報公開制度の利益を損なう事態となるため、適切に対応する必要がある。

【解説】

- 1 本条は、この条例によって保障された権利を行使する際の利用者の責務について規定しているものである。
- 2 この条例の規定に基づいて区政情報の閲覧をし、又はその写しの交付を受けようとする者は、他の利用者に迷惑をかけることのないよう、また、不当に大量な請求を行うようなことのないよう、その請求権を情報公開の理念に即して、適正に行使しなければならない責務を負うものである。
- 3 この条例の規定に基づいて区政情報の閲覧をし、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を使って、第三者の権利を不当に侵害することのないよう、社会の良識に従って使用しなければならぬという趣旨である。いやしくも、当該情報を濫用して、区民生活や企業活動を不当に侵害すること、社会的な不正を引き起こすことは許されないものである。第三者の平穏な社会生活や事業活動を妨害することのないよう、自重を求めたものである。
- 4 「この条例の目的に即し」とは、第1条に掲げる、区民への説明責任を果たすことを通して住民参加の促進、区と区民との信頼関係の強化、公正で透明な区政を実現するという目的に従ってという趣旨である。開示請求権は条例の目的に即して行使されるべきであり、目的を逸脱する権利行使は権利の濫用として認められない。
- 5 権利の濫用が許されないことは法の一般原則であり、開示請求が権利の濫用に当たる場合には、実施機関は当該請求を拒否することができる。そして、開示請求が権利の濫用に当たるかどうかは、開示請求の意図及び目的、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障並びに区民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上相当と認められる範囲を超えるかどうかによって決すべきものである。
- 6 「開示を求める権利を適正に行使する」とは、不適正な開示請求権の行使により、実施機関の事務を不当に混乱又は停滞させることは、認められるものではないという趣旨である。
- 7 「適正に使用しなければならない」とは、区政情報の開示を受けた者は、当該開示によって得た情報を、社会の良識に従って使用しなければならないという趣旨である。すなわち、本条例は、情報公開制度の利用者に対して、利用者が得た情報を区民の区政への参加の促進等、この制度の趣旨及び目的に沿って利用することを期待しているのである。

【 運 用 】

- 1 開示請求の目的が、区政情報公文書の開示の実施以外にあることが明らかに認められるとき等、以下の類型に該当する開示請求については、条例の目的から著しく逸脱するものとして、足立区情報公開条例施行規則第2条の2の規定により開示請求を却下する(全部不開示)決定をすることができる。なお、開示請求を却下する決定については、請求の目的、請求の内容、請求者の言動、過去の開示の実施状況、費用の納付状況、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した上で判断されるのであって、同決定の際には開示請求の正当な権利を妨げることのないよう十分に注意し、安易に開示請求を拒否するような運用は厳に慎まなければならない。

- (1) 当該開示請求の目的が開示の実施以外であることが明らかに認められるとき。

例：特定職員への誹謗、中傷を記載した請求を繰り返し、特定職員の作成した書類を全て請求する、特定職員に対する威圧、攻撃などを開示請求の目的とするとき

例：開示請求者に対する対応の仕方が悪いと感じた職員の経歴・略歴・出勤状況の分かる文書等を開示請求し、これによって得た情報を基に、当該職員を侮辱するような発言を繰り返すとき。

例：開示請求により得た区政情報公文書に誤記があった場合に、内容に影響がないような些細なものであっても、区政情報公文書を作成した職員に煩雑に電話をかけ謝罪を要求したり、罵声を浴びせる行為を繰り返すとき。

- (2) 当該開示請求より前に開示請求を行い、正当な理由なく条例第13条第2項が定める期間内に開示を受けず、かつ、当該開示の実施に要する費用の納付をしないことを繰り返し返すとき。

例：過去の開示決定において、正当な理由なく閲覧等をしていない行為を繰り返し行った者が、開示の実施に要する費用を納付せず、納付要請に応じないとき。(ただし、過去の開示費用の納付が完了したときはこの限りではない)

- (3) 開示の実施を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。

例：開示決定を受けたにもかかわらず、正当な理由なく閲覧等開示を受けずに、新たな開示請求を繰り返すとき。

例：条例第11条第6項に規定する期限内に決定した開示資料について、正当な理由なく費用を納付せず閲覧等をしていない行為を繰り返すとき。

- (4) 当該開示請求より前に行った開示請求の実施を受ける時又は当該開示請求の手続きの時に、不適正な行為を繰り返すとき。

例：「区政情報公文書をほとんど閲覧せずに立会いの職員に対して長時間にわたり自説を主張する」、「開示日程を正当な理由なく一方的にキャンセルする」、「特定の職員による応対を強要する」、「長時間にわたって職員の応対を強要する」又は「区政情報公文書等の作成を強要する」などの行為を繰り返すとき。

- (5) 同一文書の開示請求を正当な理由なく繰り返し返すとき。

例：現に審査請求を提起している開示決定等に係る区政情報公文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず、新たに開示請求を行うとき。

例：請求内容を多少変えるなどしても客観的に見て対象区政情報公文書が同一であることが明らかでない開示請求を繰り返すとき。また、存在しないことを請求人自身が承知している文書の開示請求を繰り返すとき。

例：既に写しの交付により開示を受けた文書と同一の文書について、閲覧の方法による開示を求

めるとき。(ただし、原本確認の必要性が客観的に認められる等の場合には正当な理由がある
と判断される余地もある。)

例：不開示決定を妥当とする裁決の後に再び開示請求を行うなど、審査請求に対する裁決が行わ
れた不開示決定等に係る区政情報行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもか
かわらず、実益のない新たな開示請求を行うとき。

2 足立区情報公開条例施行規則第2条の2の規定により開示請求を却下する決定（全部不開示決定） をしようとする場合には以下の続きを行う。

(1) 開示請求の受付

受付は通常とおり行う。ただし、職員に対する誹謗中傷や開示を受けることを目的としていない
旨の発言がある場合には、発言内容を記録する。

(2) 審査

① 区政情報課長は過去の開示請求の内容、開示の実施、費用の納付状況により、権利の濫用と
認める場合には、開示に応じない旨の決定通知書を作成する。

② 開示資料保有課長は過去の開示請求内容、窓口や電話等の言動により権利の濫用と認める場
合には、区政情報課長協議のうえ開示に応じない旨の決定通知書を作成する。

(3) 決定通知書の作成

① 3号様式の「区政情報の開示をしない旨の決定通知書」を使用する。

② 決定区分は「全部不開示」とする。

③ 理由欄に理由を具体的に記載する。

④ 事案決定は、実施機関の長に事情を説明し、部長決定とする。

(4) 開示請求の却下の報告

開示請求の不服の申立期間終了後、足立区情報公開・個人情報保護審査会に、不開示理由など決定
の経緯について報告する。報告は請求者のプライバシーに十分配慮して行うこと。

3 大量の区政情報行政文書の開示請求について

対象区政情報行政文書が大量であることのみを理由として開示請求を拒否することはできず、条例
第11条第2項又は第12条の規定による開示決定等の期間の延長を行うことにより対応する。

抽象的な請求内容であるため、対象区政情報行政文書が大量になる場合には、請求者に区が保有す
る区政情報行政文書の見出し等を示し、対象文書名を具体的に記載することや対象期間の絞り込みを
依頼するなど、請求者と十分に対話を行う必要がある。

4 区政情報の開示を受ける場合において、区政情報を閲覧する者は、当該区政情報を丁寧に扱う こととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。この規定に違反する者に対しては、 区政情報の閲覧等の中止又は禁止を命じることができることとした(規則第4条第2項及び第3項)。

5 職員は、情報公開制度の健全な発展のためにも、区政情報の不正使用の未然の防止に努めると もに、区民に対し適正使用の啓発に努めるものとする。

職員は、区政情報を請求者に開示するときは、その者に対して、この条例によって得た情報を第三
者の権利を侵害することのないように適正に使用するように指導するものとする。

第2章 区政情報の開示（第6条～第14条）

☆区政情報の開示を請求できるもの（第6条）

何人も、実施機関に対して区政情報の開示を請求することができる。

【趣 旨】

本条は、この条例に基づく区政情報の開示を請求できるものに制限を設けない旨を定めたものである。

【解 釈】

- 1 この条例で認められている権利は、「区政情報の開示の請求」であり、具体的には、第2条第3項で定義されている「区政情報の閲覧」及び「区政情報の写しの交付」を請求する権利をいう。
したがって、実施機関は、請求があった場合、第8条各号に規定する区政情報（不開示情報）に該当する場合を除き、当該区政情報を閲覧に供し、又はその写しの交付を行う義務を負うものである。これらの権利を行使するに当たっては、両者を同時に行使することも、いずれか一方を行使することもできる。

- 2 本条により、区政情報の開示を請求し不開示の決定を受けたときに、開示請求者は、実施機関に対して、本条例及び行政不服審査法の定めるところに従い、審査請求することができる。つまり、この条例に基づく情報公開は、請求者の権利保障制度である点で、行政サービスとして行なわれる情報提供と異なる。

- 3 今日、情報は、全国はいうに及ばず、国際的規模にまで広がっており、各自治体の情報も、その自治体の住民に限らず、他の自治体やその住民との間においても、有機的つながりをもって活用されている。現に、足立区においても区の収集している情報は、区内に限らず、国、都等、海外との都市提携に向けては外国にまでその範囲が及んでいる状況もあり、区政情報の開示を請求できるものに制限を設けないこととし、何人に対しても公開すべきものとした。

- 4 区政情報の開示を請求するために必要な行為能力がある人であれば、年齢、性別、国籍などは問わない。

- 5 本条は、平成22年4月に情報公開法にない開示請求者の範囲を明確に「何人」に改正している。

なお、従前においては請求理由を具体的に明示すれば開示請求ができる規定があり、実質的には「何人」にも開示請求を認めていたものである。

【運 用】

「区政情報の閲覧」及び「区政情報の写しの交付」以外の区政情報の貸出し等の方法による開示請求については、この条例に定めるところではなく、実施機関はこれに応じる法的義務を負わないものである。その請求に応じるか否かは、当該区政情報の内容、請求の趣旨、目的を考慮のうえ、個別に判断するものとする。また、この条例の対象である区政情報以外の情報に対する開示請求についても、この条例の定めるところではない。この場合、実施機関は、この条例の趣旨に鑑み、支障のない限りその請求に応じよう努めなければならない。

☆区政情報の開示の請求方法（第7条）

- 1 区政情報の開示を請求しようとするものは、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名
 - (2) 開示を請求しようとする区政情報名又は区政情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める事項
- 2 実施機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、区政情報の開示請求に関して、具体的な手続きを定めたものである。

【解 釈】

- 1 区政情報の開示請求は、請求者の権利行使として、開示等の決定という行政処分を法的に求める申請手続きであり、しかも不開示決定等（一部開示、不存在及び存否応答拒否の決定を含む。）の場合には、審査請求、訴訟にまで発展する可能性があることを考慮して、その事実関係を明瞭にするともに、手続きに正確を期すため、必要な事項を記載した請求書により行なうものである。
- 2 区政情報の開示を請求しようとするものは、規則第2条に定める区政情報開示請求書（1号様式）を実施機関に提出しなければならないものとする。
- 3 第1項各号は、請求書に記載すべき事項を定めたものである。

(1) 本項各号に掲げる事項は、請求書に記載すべき記載事項である。ゆえ、これらの記載に不十分がある場合は、第2項に規定する補正を求めることとなる。実施機関が請求書を受け取る上での要件となるものである。

(2) 第2号に規定する「開示を請求しようとする区政情報名」については、区政情報の件名を記載することを原則とするが、実施機関の職員が、請求に係る区政情報を特定できる程度の記載があればよいものとする。

(3) 「実施機関が定める事項」とは、「開示の方法」、「電話」である。

【運 用】

1 請求の受付窓口については、①事務の統一的運営と能率的処理が必要なこと、②利用者の利便を図ること、③情報の特定が必要なこと、④費用の徴収が簡単なこと、などの理由により他の実施機関への請求も含めて、原則として区政情報課で行う。

しかしながら、請求に係る区政情報を保有する課（以下「所管課」という。）に直接請求があった場合には、請求者の利便を考慮して、区政情報課と連絡のうえ、当該所管課において、請求書の受けを行うものとする。

2 次に掲げる区政情報の請求があった場合は、請求者に本条例の対象とならない旨説明し、情報提供その他の方法により対応する。本条例の対象とならない旨を説明しても開示請求が取り下げられない

場合は、開示をしない旨の決定（全部不開示決定）を行うこととなる。請求の受付けを行わないものとする。

- (1) 請求の対象が、第2条第2項に規定する区政情報以外のものである場合
- (2) 請求に係る区政情報が、第20条に規定するものであって、条例の適用を受けないものである場合

主たる一つに該当することにより、請求の受付けを行わない場合には、請求者に対し受付けを行わない理由を示すと共に、情報提供その他の方法により適切な対応に努めるものとする。

3 請求の受付事務は、次の要領で処理するものとする。

- (1) 開示請求に係る区政情報の相談・検索

ア 開示請求に係る区政情報の特定に必要な事項の聴き取りを十分に行う。

イ 開示請求のあった区政情報については、文書目録等により検索する。

なお、請求者は、通常行政の実務に通じていないので、相談、案内等について、十分協力することが必要である。

- (2) 本条例に基づく請求であることの確認

請求された区政情報が、本条例に基づかなければ得られないものであるかどうかを確認する。

ア 請求に係る区政情報が第20条（他の法令等との調整等）に規定するものに該当する場合は、区政情報の開示についてはこの条例の適用がないので、個別法令に基づく閲覧等に係るものである場合は、それぞれの担当課へ案内するものとする。

イ 情報提供により、容易に入手できるものであるときは、その旨を説明し、情報提供で対応するものとする。

- (3) 所管課との連絡

所管課に電話等で連絡し、当該区政情報の有無の確認、当該区政情報の件名又は内容等についての特定を行う。なお、開示請求のあった区政情報が当該区政情報を作成した課及び取得した課のいずれにも存在するときは、当該区政情報を当初に作成した課をもって所管とする。

- (4) 請求書の記載に不備がある場合には、可能な限り補正することとし、不備を理由に受付けを拒んではならない。請求書の記載事項に書き漏れ、誤り、不明確な点がないか等のチェックを行い、不備がある場合は、その部分を補正又は補筆するよう求めるものとする。

- (5) 区政情報課又は所管課が以上の手続きのあと、請求書を受付けたときは、文書管理規定の定めるところにより收受し、当該請求書に收受印を押印し、整理番号を記載したうえで、当該請求書の写しを請求者に交付する。この際、請求に係る区政情報の開示等の決定及びその他の開示手続き等について請求者に説明する。

4 郵送、ファクシミリ又は電話等による請求の取扱い

- (1) 請求書が郵送された場合

請求者の利便を図るため、郵送による請求を認めるものとする。請求書が郵送された場合も、「3」の受付の要領と同様に処理するが、記載事項に不備があり、補正が必要な場合には、請求者に電話等で確認のうえ、職員が補正する。なお、請求書の写しは郵送により送付することとなるが、この場合「6」の「請求者に対する説明」事項を記載した書面を同封するものとする。

- (2) ファクシミリによる請求の場合

郵送による請求と同様、ファクシミリによる請求も認めるものとする。ファクシミリによる請求は、区政情報課においてのみ受け付けるものとする。受付けについても郵送による場合と同様とし、記載事項に不備があり補正が必要な場合には、請求者に電話等で確認のうえ、職員が補正する。請

請求書の写しについては、請求者に確認の上、「請求者に対する説明」事項を記載した書面とともに郵送又はファクシミリにより送付する。

(3) 口頭又は電話による請求の場合

開示請求は書面によることとしているため、口頭又は電話による請求は認められない。請求の受付担当員は、口頭又は電話による請求があったときは、請求は文書にすることが原則であることを説明し、請求書により請求するよう指導するものとする。

ただし、自ら文書による請求が不可能な請求者に対しては、口頭による請求を認めることとし、受付けにおいて口述筆記し、請求者にその確認を得るものとする。これは、字を書くことが困難な視力障がい者や高齢者等の請求に対して配慮したものである。

(4) 電子申請による請求の場合

オンライン化条例により、電子申請による請求も認められる。電子申請による請求は、区政情報課において受信した内容出力したものを請求書とみなし、受け付けるものとする。記載事項に不備があり補正が必要な場合には、請求者にメール等で確認のうえ、職員が補正する。請求書の写しについては、請求者が送信内容を確認できるため、送付しないものとし、整理番号及び「請求者に対する説明」の内容を、インターネットを利用する等して請求者に通知する。

5 請求書の受付けに当たっては、次の項目について確認するとともに、必要があれば請求者に訂正又は補正を求めるものとする。

(1) 「請求者、住所、氏名、電話、名称（連絡先）、電話」の欄

ア 請求に対する決定通知書の送付先となるので、正確に記載されているかどうかを確認する。「名称（連絡先）、電話」欄は、会社等に勤務している人の場合及び事務所、作業所と自宅の住所が異なる場合等は、すぐに連絡できる連絡先が必要なのでここへの記載を求める。

イ 「請求者」欄は、記名のみとし、押印は必要としない。

(2) 区政情報の開示に係る「請求の内容」欄

ア 「請求の内容」欄は、請求する区政情報が検索できる程度に、具体的に記載されていることを確認する。

イ 1 枚の請求書には、原則 1 件の請求内容のみを記載するよう指導する。ただし、区政情報を保有する所管課が同じ場合や請求内容が相互に関連する場合など、請求書を複数枚提出することとで、かえって請求者及び所管課が請求内容を把握することが困難となる場合には、1 枚の請求書に複数の請求内容を記載するようにする。

(3) 「開示の方法」の区分欄

請求の内容が区政情報の閲覧、視聴又は写しの交付のいずれか、その区分がわかるように番号を○で囲んであるかを確認する。

6 請求者に対する説明

請求書の写しの交付に当たっては、次の事項について請求者に説明し、十分理解を得られるよう努めるものとする。

(1) 開示等の決定期間について

ア 請求に係る区政情報の検索、不開示情報に該当するか否かの決定、さらに第三者情報については、意見聴取等の手続きが必要な場合もあることから、決定には一定の日時を要すること。

イ 請求に係る区政情報の開示等の決定は、速やかに行なうが、条例上、請求書の受理から決定までは、原則として開示請求があった日受付日の翌日から起算して 14 日以内に行なうこととしている。また、やむを得ない場合は、14 日を超える場合があること、その場合には延長する期間

を 46 日を限度として決定期間延長通知書により通知すること。

また、開示請求に係る区政情報が著しく大量であるため、開示請求のあった日から 60 日以内にその全てについて第 11 条第 1 項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第 11 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、実施機関は開示請求に係る区政情報のうち相当の部分につき 14 日以内に第 11 条第 1 項の決定をし、残りの区政情報については相当の期間内に決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は 14 日以内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を「区政情報開示等決定期間特別延長」の書面により通知しなければならない。

(7) 特別延長をする旨及びその理由

(4) 残りの区政情報についての決定をする期間

ウ 決定は 14 日以内であり、所管課が決定次第、区政情報課は直ちに決定通知書を送付するものであるが、当日、決定が遅くなった場合は、郵便局の消印が決定日以降になることがあること。
郵便事情により、請求者の手元に決定通知書が届くのが遅れることもありうる」と考えられること
を説明するものとする。ただし、開示請求者が、決定された旨の電話連絡及び開示と同時に決定通知書を受領することを希望している場合は、その様に取り扱うものとする。

(2) 決定通知書

開示等の決定内容は、原則書面により通知すること。区政情報を開示する場合の日時及び場所は、区政情報開示等決定通知書により通知すること。ただし、開示の決定後に、開示請求者と電話等で開示する日時を調整する場合は、この限りではない。

(3) 費用の負担について

閲覧のために写しの作成又は複製の処理をして開示を実施する場合は、当該写しの作成又は複製の処理に要する費用を徴収すること。また、写しの交付を請求した場合は、当該写しの作成に要する費用（郵送希望の場合には郵送料を含む。）を徴収すること。

7 受付後の請求書の取扱い

受け付けた請求書の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 区政情報課において受け付けた場合には、所管課に請求書を受け付けた旨を連絡し、所定の事案処理を行い、請求書の写し（原本）を所管課長に送付する。ただし、所管課が本庁舎以外の場合には、PDFデータを庁内メールで送付する。

(2) 所管課において受け付けた場合には、区政情報課に対し、請求書を受け付けた旨を連絡し整理番号を確認の上、所定の事案処理を行い、請求書の写しを区政情報課長に送付する。

(3) 区政情報課又は所管課のいずれかにおいて受け付けた日をもって、第 11 条第 1 項に規定する「開示請求があった」書を受理した日として取り扱うものとする。

☆個人に関する情報（第8条第1号）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真（マイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録で作られる記録をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることを含む。）若しくは個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人（個人情報保護法第2条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、基本的人権としての個人の尊厳を守るといふ観点から、特定の個人が識別されうるような情報が記録されている区政情報は、原則として不開示とすることを定めたものである。

【解説】

1 知る権利の保障と個人のプライバシーを最大限に保護するという、相異なつた要請をどのように調整するかという問題について、本号は、個人に関する情報で特定の個人が識別されうるものを原則として不開示とする方針を明確に規定している。

2 プライバシーに関する情報と個人に関する情報とは同一ではなく、プライバシーに関する情報の範囲は、個人に関する情報の範囲より狭いと考えられる。プライバシーの内容や保護されるべきプライバシーの範囲が何であるかについては、時代や地域、個人の意識等によって千差万別であり、一律に確定することは困難である。

そこで、本号本文では、プライバシー保護に慎重を期すため、誰が考えても明らかにプライバシーと判別できる場合はもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、特定の個人が識別されうる個人に関する情報は、原則不開示とした。

その一方で、個人に関する情報をすべて不開示としたのでは、実態にそぐわない場合があるので、本号ただし書において、法令等の定めるところにより何人でも閲覧することができる情報、実施機関が保有している情報で公表を目的としているもの、開示することが公益上必要であると認められるも

の等については、開示することとした。

3 本号による不開示情報は、次の二つの要件から成り立っている。

(1) 個人に関する情報であること。

(2) 特定の個人が識別されうる情報であること。

4 本号において不開示とされる個人に関する情報とは、特定個人が識別可能な情報すべてではなく「個人に関する情報」である。個人の「プライバシー」という概念では「他人に知られたくない」等の主観的な要素を含むことから、より客観的に捉え得る「個人に関する情報」という概念を用いたのである。

「個人に関する情報」とは、個人としての人間生活に関する情報であって、プライバシーであることが明らかである情報のほか、開示することにより、プライバシーを侵害するおそれのある情報まで含むものである。「事業を営む個人の当該事業に関する情報」も併、「個人に関する情報」ではあるが、企業に関する情報に類するものであるから、ここから除外し本条第2号で判断すべきものである。ただし、事業を営む個人であっても、当該事業とは無関係な個人に関する情報（例、家族状況等）は、本号に照らして開示か否かの判断をするものとする。個人情報保護法により、「個人情報」に該当する
るため、注意が必要である。

「個人に関する情報」としては、次のようなものが考えられ、個人に関する情報のほとんどが個人情報に含まれると考えられる。

- (1) 個人の身上などの戸籍的事項に関する情報
氏名、性別、生年月日、住所、国籍、本籍、養子縁組、結婚歴、続柄等
- (2) 個人の経歴、能力等に関する情報
学歴、学校名、会社名、受賞歴、成績等
- (3) 個人の心身に関する情報
身体状況、病歴、障害の有無及び程度、検査等
- (4) 個人の経済生活に関する情報
所得、資産状況、納税額、公的扶助の受給の有無等
- (5) 個人の思想、信条、主張等に関する情報
支持政党、宗教、主義・主張等
- (6) 個人の家庭生活に関する情報
家族構成、扶養関係、同居別居の別、住居の間取り、家庭の状況、日課等
- (7) 個人の社会的な活動に関する情報
団体への加入の有無、社会的活動への参加等の有無、参加内容等
- (8) その他個人に関する情報
趣味、嗜好、苦情、相談等

5 「特定の個人が識別することができる」とは、特定個人が当該情報の内容から判別でき、又は判別できる可能性があることをいう。通常、ある情報が誰についてのものであるかがわかるのは、氏名及び住所によるが、氏名等の記載がない場合又は氏名等を削除した場合であっても、他の部分からなお特定の個人が識別されうるものについては、その部分を不開示とせざるを得ないものである。

個人に関する情報であっても、それが誰についての情報であるかがわからなければ、開示してもプライバシー侵害の問題は発生しないと考えられることから、特定の個人が識別され得ないものについては、開示することとした。

なお、氏名、住所等を削除することにより、特定の個人が識別されうることなく区政情報の一部を

開示できるときは、区政情報から当該氏名、住所等を削除（墨塗り）して開示することとした。

6 本号ただし書による不開示とすることができない情報は、次のとおりである。

(1) ただし書「ア」

「法令等」とは、法律、政令、府令、省令、その他の命令（法律の個別規定に基づき解釈通達を含む。）又は条例及びこれらの委任を受けた規則をいう。

「法令等の規定により……公にされ」とは、法令等の規定により何人でも容易に入手することができる状態にあることをいう。

「慣行として公にされ」とは、従来から慣行上公表されており、かつ、今後公表してもそれが他人に知られたくない情報でないことが確実な情報をいう。

「公にすることが予定されている情報」とは、開示請求時点においては公にされていないが、公にすることが予定されている情報をいう。

（「ア」の具体例）

法人役員名（商業登記法第 10 条）、叙勲者名簿、中央省庁の職員録、被表彰者名簿、附属機関委員名簿、民生委員名簿、各種講座・研修等の講師名等

(2) ただし書「イ」

個人に関する情報は、最大限に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合がある。そこで、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、開示することとしたものである。

(3) ただし書「ウ」

個人に関する情報であっても、公務員に関するものは、区の説明責任を果たす意味からも開示することとしたものである。

「公務員等の職務遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。したがって、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報等は、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

なお、「公務員等」には、国会議員及び地方議会議員を含む。

7 本条に規定する不開示情報は、請求者が誰であるかにかかわらず、開示・不開示の判断をするものである。したがって、「個人に関する情報」について、請求者本人が自己の情報の開示を請求した場合及び第三者が本人の同意を得て開示を請求した場合であっても、これらの請求は本号により不開示とすることができる。

個人情報に係る本人からの開示請求については、第 20 条第 1 号の規定により、本条例は適用せず、個人情報保護法の定めるところによることとなる。

【運用】

- 1 個人に関する情報は、一度開示されると、当該個人に対して回復することができない損害を与えることがあるので、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、最大限に尊重するものとする。
- 2 死者の情報開示が遺族のプライバシー侵害となりうることを等を考慮すると、「個人」には死者の情報が含まれうることに留意する。

☆法人関係情報（第8条第2号）

法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもののただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

2号は、開示することにより法人等（事業を営む個人を含む。）の利益を明らかに損なうことを防止する観点から、不開示情報を定めるとともに、公益上の理由から、法人等に不利益を与えてもなお開示すべき事項について定めたものである。

【解釈】

1 区は、許認可、補助、調査等の事務事業を通じて、法人等の情報を収集しており、区が保有する情報は、法人等から収集したものであっても、開示することが原則である。

しかしながら、法人等には、社会の構成員として自由な事業活動が認められており、生産技術、経営営業、信用、人事等のもつばら法人内部の情報で他に知られたくないものがある。このため、これらの情報を開示することにより、当該法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報については、2号アにより例外的に不開示とすることを定めたものである。

また、実施機関が、法人等から「開示しないとの条件で任意に提供されたもの」については、2号イにより例外的に不開示とすることを定めた。

本号ただし書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要なものについては、公益を優先する立場から原則に戻り開示しなければならないとしたものである。

2 2号本文による不開示情報は、次の要件から成り立っている。

① 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であること。

②-1 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること。

②-2 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること
が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

3 「法人」とは、商法上の営利法人のほか、社会福祉法人、医療法人、宗教法人、学校法人等を含むものであるが、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人に関する情報については、その内容が行政の活動として区固有の情報と同じ性質のものであるので、同条第3号で対応することとし、2号の法人の範囲から除外することとした。

4 「その他の団体」とは、法人格を有していないが、団体としての名称、規約、代表者の定めがある等運営の主要な点が確定していて、団体としての実体を有するものをいう。具体的には、町会・自治会、消費者団体、女性団体等をいう。

5 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業（例：物品販売業、医業等）を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

6 「当該事業に関する情報」とは、事業活動に関する情報のほか、事業用資産、事業所得等に関する情報（その他、間接的に事業に関わるものを含む。）を含むが、当該事業と関係のない個人に関する情報（家族状況、非事業用資産等）は、前号（第1号）の判断の対象となる。

7 「正当な利益を害するおそれがある」とは、開示することによって、法人等又は事業を営む個人に、技術開発上の支障、営業・経営上の支障、内部管理上の支障、信用上の支障等を生じさせるおそれがある場合をいう。

開示請求に係る情報が「正当な利益を害するおそれがある」情報に該当するか否かは、当該情報の内容のみではなく、法人等の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け、開示される情報と法人等の不利益との因果関係についても十分考慮して、慎重に判断しなければならない。この判断が困難な場合は、第12条の規定により、開示する場合における不利益の有無、程度等について、当該法人等の意見聴取をするなど、事前に十分な調査を行うことにより客観的に判断するよう努めるものとする。

8 2号イについて

(1) 「実施機関の要請」について

法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

(2) 「を受けて」について

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供の申出があつた情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、実施機関において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

(3) 「開示しない」について

個人情報保護法や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味も含む。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

(4) 「法人等又は個人における通例」について

法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととだけでは足りない。

(5) 「開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること」について

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されている等の事情がある場合には、これに当たらない。

9 ただし書について

(1) 法人等の事業活動は、広く人々の生活に係る社会性をもっており、それだけに公害防止や消費者保護等に積極的に努めるべき社会的責任がある。そこで、区政情報の開示が法人等に営業的・経済的不利益をもたらす場合であっても、公害防止や消費者保護等のため必要であれば、その公共性を

優先させることになる。

- (2) 本号ただし書は、法人等の事業活動が原因となって現に発生している危害又は将来発生するであろうことが確実である危害から、「人の生命、健康、生活又は財産」を保護するためには、法人等の利益を損なうおそれがあっても、当該情報を開示する場合があることを示したものである。
- (3) 本号ただし書を適用する場合には、法人等に不利益を与えることになるので、個人の生命、健康、生活又は財産の保護のため必要十分な範囲で、開示することによる利益と不利益を慎重に比較衡量したうえで客観的な資料、材料をもとに慎重かつ公正に判断しなければならないものである。
- (4) 本号ただし書に該当し、公にすることが必要であると認められる情報の例としては、食中毒発生施設名と事件の概要等が挙げられる。

なお、食品衛生法第 69 条の規定により、足立区が食品衛生法違反者に対して行政処分又は書面による行政指導を行った件について、区のホームページにおいて公表している。

☆区政情報の一部開示（第9条）

実施機関は、開示の請求に係る区政情報に、前条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合は、これを可能な限り区分し、不開示情報を除いて区政情報の開示をしなければならない。

【趣旨】

本条は、区政情報の開示・不開示を決定する場合において、開示しない部分（不開示情報）を除いて、請求のあった区政情報の一部を開示することについて定めたものである。

【解釈】

本条は、請求のあった区政情報の一部に条例第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合、開示を原則とする立場からできる限り開示するため、当該区政情報の全体を不開示とするのではなく、開示しない部分を可能な限り区分し、その他の部分について開示することとしたものである。

【運用】

- 1 一部開示は、開示原則の理念から導かれるものであり、また、区政情報の開示を求める権利から要請されるものである。したがって、一部開示を行うか否かは請求者の権利義務に関わる問題であるので、請求の趣旨を十分に考慮し、慎重に対応することが要求される。
- 2 一部開示の判断に当たっては、必要に応じ、請求者に対して電話等で請求の趣旨、一部開示を望むか否か等を確認し、できる限りその趣旨が達せられるよう配慮することが望ましい。
- 3 一部開示の方法は次のとおりとする。

- (1) 開示部分と不開示部分が異なるページにあるとき

開示部分のみを閲覧等に応ずることとする。ただし、記載内容の全てが不開示部分であるページについて、請求者の請求の趣旨や、対象として特定した区政情報の連続性、一体性等を十分に考慮し、閲覧等に応ずるか否かを判断すること。

- (2) 開示部分と不開示部分とが同一ページに記録されているとき

区政情報を電子複写機で複写し、不開示部分をマジック等により黒く塗りつぶし、それを再度、電子複写機で複写する。複写した開示部分のみを閲覧等に応ずるものとする。

☆区政情報の開示の決定及び通知（第 11 条）

- 1 実施機関は、開示請求があったときは、開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在及び存否応答拒否を含む。）の決定は速やかに行うものとし、開示請求があった日から 14 日以内に、開示の請求に係る区政情報の開示等を決定しなければならない。ただし、第 7 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し遅滞なく書面により通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 46 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第 1 項の規定により開示しない旨の決定（区政情報の一部を開示しない旨の決定を含む。以下「不開示決定」という。）をするときは、第 2 項の規定による通知書に不開示の理由を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、不開示決定をする場合において、不開示でなくなる期日が明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。
- 6 開示請求に係る区政情報が著しく大量であるため、開示請求のあった日から 60 日以内にその全てについて第 1 項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る区政情報のうち相当の部分につき当該期間内に第 1 項の決定をし、残りの区政情報については相当の期間内に第 1 項の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) 本項を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの区政情報について第 1 項の決定をする期限
- 7 開示請求者は、第 1 項に規定する期間内に開示等の決定がされない場合であつて第 3 項の規定による期間の延長がされないとき又は同項に規定する延長後の期間内に開示等の決定がされないときには、前項後段の規定による通知を受けた場合を除き、実施機関が開示の請求に係る区政情報について不開示決定をしたものとみなすことができる。
- 8 開示請求者は、第 6 項第 2 号の期限内に開示等の決定がされない場合には、実施機関が同項の残りの区政情報について不開示決定をしたものとみなすことができる。

【趣旨】

本条は、開示請求があったとき書を受理した場合に、請求に係る区政情報の開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在、存否応答拒否を含む。）の決定及び通知に関して、その内容及び手続を定めたものである。

【解釈】

1 第 1 項関係

- (1) 開示請求があった書を受理したときは、開示等の決定は速やかに行うものとし、開示請求があつた受理した日の翌日から起算して 14 日以内に決定することを義務付けたものである。

- (2) 「受理」とは、請求が適法なものであると実施機関が判断し受領する行為をいふ。請求行為の有効性を判断する点において、一種の実施機関の意思行為であるが、準法律行為的行政行為である。本制度においては、提出された請求書に第7条に規定する事項の記載があれば受理することになる。したがって、「開示請求があった日」とは、窓口における請求の場合は、区政情報課又は所管課において請求書の提出を受けた日をいう。を受け付けた日を受理した日とする。郵送、フアクシミリ又は電子申請による請求の場合は、請求書（電子申請による場合は、受信内容）が区政情報課に到達した日をいう。受理した日とする。

なお、請求書に形式上の不備があり、補正したときは、補正を求めた日（補正通知を発送した日等）の翌日から、補正が完了した日までの日数は、本項に規定する期間に算入しない。を受理した日とする。

- (3) 「開示等」とは、実施機関の決定の種類を意味し、これには全部開示、一部開示、全部不開示、不存在、存否応答拒否の5種類がある。

- (4) 期間の起算日及び満了日については、開示請求があった日を受理した日の翌日から起算して、最後の日を満了日とする。ただし、期間の末日が休日になるときは、その翌日をもって満了日とする（民法第142条）。

なお、「14日以内」とは開示等の決定をするまでの期間を示し、通知に要する日数は含まない。

- (5) 開示等の決定は、より迅速にする必要があり、速やかに当該区政情報を開示するか否かの決定をするものとするが、開示請求の対象とされている区政情報の検索や、開示等の決定の判断等の事務処理、手続等に時間を要することも考えられるので、それらの状況等も勘案して、決定の期日は、遅くとも開示請求があった日を受理した日の翌日から起算して14日以内に行うことを義務付けたものである。

したがって、所管課において直ちに決定することができるときは、速やかに決定することが望ましい。この14日という日数は、あくまでも決定期限の限界を設定したものであり、できるだけ早く開示等を決定することが本制度の趣旨にかなうものである。旧条例では、「決定期間が14日以内となっていた点を考慮すると、特に複雑な事例や第三者情報が入っているなどの特別な事情のない限り、少なくとも14日以内に開示等の決定をしなければ、実施機関（所管課）の怠慢と非難されてもやむを得ないものである。」

2 第2項関係

- (1) 開示の請求に対する決定をしたときは、請求者に対し、遅滞なくその内容を通知すべき旨を実施機関に義務付けたものである。

- (2) 開示等の決定は書面により行うものとし、規則第3条第1項に規定する「区政情報開示決定通知書」（第2号様式）又は同条2項に規定する「区政情報の開示をしない旨の決定通知書」（第3号様式）による。

3 第3項関係

- (1) 正当な理由により、第1項に規定する14日以内に決定することができないときは、この期間を延長することができることとしている。

- (2) 「正当な理由」とは、実施機関が区政情報の開示の請求に対して、開示等の決定をするよう誠実に努力しても、開示請求があった日を受理した日の翌日から起算して14日以内に当該決定をすることができない場合であって、次のような理由が挙げられる。

ア 請求の内容が複雑で、14日以内に開示等の決定を行うことが困難であるとき。

イ 国等の監査等のため、請求に係る区政情報が国等に提出されているとき。

ウ 請求に係る区政情報に第三者情報が記録されているとき。
エ 予測しない事故が生じたとき。
オ その他相当な理由があるとき。

なお、相当な理由の例としては、

(7) 一度に多くの請求があり、短期間に文書の検索や開示の可否などを判断することが困難である場合。

(4) 区政情報に二つ以上の課に関連する事柄が記録されているため、開示等の決定の判断に多数の当事者による調整を必要とする場合。
などが考えられる。

第1項で当初の決定期間が14日以内とされていることを考慮すれば、決定期間の延長は、請求者の立場に立つてできるだけ避けるべきである。

(3) 所管課は決定期間を延長する場合、区政情報課に事前相談するものとする。

(4) 延長する期間はそれぞれの事情によるが、46日（開示請求のあった日から60日）を限度とする。

(5) 通知は書面により行うものとし、規則第3条第32項に規定する「区政情報開示等決定期間延長通知書」（第4号様式）によるものとする。

(6) 決定期間を延長する場合は、その理由を書面に付記しなければならない。

(7) この通知の発送時期については、特に規定はないが本項設定の趣旨を考慮した場合、14日以内に開示等の決定ができないことが確実になったときに、直ちに行うことが適当である。

(8) 期間延長の通知の後に開示等の決定をしたときは、第2項の規定により、遅滞なく請求者に対し開示等の決定の通知をしなければならない。

4 第4項関係

(1) 不開示決定（一部を開示しない旨の決定を含む。）をするときは、通知書に不開示の理由を付記しなければならない。これは、不開示決定が請求者に対する不利益処分となるので、適正な行政手続の観点から、その理由を明らかにすることを実施機関に義務付けたものである。

(2) 「不開示の理由を付記しなければならない」とは、第8条の各号のいずれに該当するかなど、区政情報を開示することができない理由を、第2項に規定する書面に具体的に付記することを実施機関に義務付けるものである。

したがって、通知書に記載すべき不開示理由は、単に「第8条第●号に該当するため」というだけでは不十分で、いかなる理由で不開示と判断したか、「何々の理由により第8条第●●号に該当するため」というように、より具体的でわかりやすいものとしなければならない。

(3) 不開示の理由を付記する場合において、不開示部分が相当数あり、しかもその理由が異なっているようなときは、不開示部分について不開示条項、不開示理由を整理して記載した資料（ヴァージン・インデックス）を作成することができるものとする。これにより、審査請求がなされる際には、その範囲を特定することができるようになるなど、請求者の利便を図ることができる。

(4) 不開示決定をした場合は、その通知書に不開示の理由を付記するとともに、行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条に基づき書面で以下の内容を教示しなければならない。

ア 行政不服審査法に基づく教示

処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過したとき及び処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。

イ 行政事件訴訟法に基づく教示

処分があったことを知った日から6箇月以内に区を被告として取消訴訟を提起することができる。

5 第5項関係

- (1) 本項は、時限秘に関する規定である。
- (2) この規定は、請求のあった区政情報の不開示を決定した場合であっても、当該区政情報に記載されている情報が、一定の期間が過ぎると開示できるようになることが明らかであるときは、請求者の利便を図るため、不開示決定の通知をする際に、その理由と期日を併せて記載することとしたのである。
- (3) 「不開示でなくなる期日が明らかであるとき」とは、開示原則の精神に即して、不開示決定の根拠、理由が将来の一定期日以降消滅することが確実であって、あらかじめ明示できる場合をいう。したがって、この「期日」とは、確定した年月日のことであって、到来するか否か分からないもの又は到来することが確実であってもその期日が不確実なものは、これに当たらない。
- (4) この「期日」の付記は、開示できるようになる期日を教示するものであって、請求者は、その期日経過後に改めて開示の請求をしなければならない。
- したがって、その期日経過後、改めて開示の請求をして欲しい旨、通知するものとする。
- (5) 「不開示でなくなる期日が明らかであるとき」とは、10年後、20年後等の遠い将来を意味する趣旨ではなく、1年ないし2年以内を意味するものである。

6 第6項関係

第6項は、開示請求に係る区政情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合における開示決定等の期限の特例を定めたものである。

- (1) 「開示請求に係る区政情報が著しく大量である」とは、開示請求を処理する所管課において開示決定等に関する事務を60日以内に処理しようとする、当該所管の通常事務の遂行に著しい支障が生ずる程度の量をいう。
- (2) 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、通常生ずる支障の程度を超えた、業務上看過しえない支障をいう。
- (3) 「相当の部分」とは、本項が開示請求に係る区政情報について開示決定等を分割して行うことを認めた趣旨に照らし、実施機関が60日以内に努力して処理することができる部分であって、開示請求者の要求をある程度満たすまとまりのある部分をいう。
このまとまりのある部分とは、同一の区政情報の公文書中の一部という意味ではなく、複数の区政情報公文書の段階的公開のことである。
- (4) 「相当の期間」とは、残りの区政情報について、実施機関が処理するために必要な合理的期間をいう。
- (5) 「本項を適用する旨及びその理由」には、開示請求に係る区政情報が著しく大量であること、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことが、通常の行政事務の遂行に著しい支障を及ぼすことを具体的に記載するものとする。

7 第7項及び第8項関係

開示等決定後、開示の実施に係る開示請求者からの申出に関する規定を設けて、開示請求者と実施機関との間で運用上やりとりがされていた開示の実施の方法について明確化すると同時に、実施機関が条例所定の期間内に開示等決定をせずに開示請求者に通知をしない場合に、異議申立てや取消訴訟という救済手段への途を直ちに開く「不開示決定のみなし規定(みなし拒否)」のしくみを取り入れた。

【運用】

1 開示等の決定までの留意点

- (1) 開示請求に対する決定の事務は、当該区政情報を保有している所管課において行うものである。
- (2) ア 開示等の決定は、できるだけ速やかに行うことが原則である。したがって、開示等の決定権者は、足立区事案決定規程別表第1事案決定区分表に基づき、原則として各所管課の課長とする。請求に係る区政情報が複数の課と密接に関連するときは、関係を有する課と協議するものとする。

イ 区政情報課が開示請求を受け付けた場合は、所管課に速やかに連絡し、請求書の写し¹を²送付し、請求書の原本は区政情報課が保管する。所管課が開示請求を受け付けた場合は、区政情報課に速やかに連絡し、請求書の写しを送付し、請求書の原本は所管課が保管する。

- (3) 開示請求に対する開示等の決定は、開示請求に係る区政情報に記録された情報が、「不開示情報（第8条各号）」に該当するか否かの判断により行われるものであるが、この決定に当たっては、区政情報課及び関係課と十分相談等を行い、検討するものとする。この検討に当たっては、区民の区政情報の開示を求める権利を適正に保障するとともに、個人に関する情報を最大限に保護するよう努めるものとする。

- (4) 区政情報は、原則として開示すべきものであるので、不開示と判断した場合、当該決定に対する審査請求がなされ、また、さらに訴えの提起も予想されることから、特に慎重に検討し、理由についても明確にしておく必要がある。

- (5) この条例に規定する「不開示情報（条例第8条各号）」に該当するか否かについては、判断の均質化を図るため区全体で調整する必要がある。したがって、所管課において、開示等の決定をするに当たっては、重要又は異例に当たるものは、事前に区政情報課と協議を行うものとする。

- (6) 開示請求に係る区政情報に第三者に関する情報が記録されている場合は、所管課長は、第12条第1項の規定に基づき必要な意見照会等を行い、開示等の決定をする。

- (7) 決定期間を延長する場合、「区政情報開示決定期間延長通知書」の作成は所管課が行い、通知書の送付事務は、区政情報課で行う。

- (8) 区政情報を保有する所管課は、開示等の決定を行い、「区政情報開示等決定通知書」及び「開示資料」を区政情報課へ送付するものとする。

開示する日時は、通常の勤務時間内とする。³ただし、⁴全般的不開示の場合は、請求などの連絡は必要とせず、直ちに区政情報課へ決定通知書を送付するものとする。

- (9) 区政情報課は、所管課から「区政情報開示等決定通知書」の送付を受けたときは、決定通知書を直ちに請求者に送付するものとする。

2 所管課の事務

- (1) 開示請求に係る区政情報の検索に関すること。
- (2) 開示請求に係る区政情報の開示等の決定に関すること。
- (3) 第三者に対する意見書提出の機会の付与に関すること。
- (4) 請求者に対する通知書の作成に関すること。
- (5) 情報公開についての案内及び相談に関すること。
- (6) 所管課における情報提供及び情報公表に関すること。
- (7) 開示請求に係る区政情報の閲覧及び写しの作成に関すること。

☆第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第12条）

- 1 開示請求に係る区政情報に区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る区政情報の表示その他規則等で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該区政情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定（開示請求に係る区政情報の全部又は一部を開示する旨の決定をいう。以下同じ。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、適正手続の観点から、開示請求に係る区政情報に区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときの手続について定めたものである。

【解説】

- 1 第1項は、開示請求に係る区政情報に第三者の情報が記録されているときは、開示等の決定に先立ち、当該第三者に規則第5条第2項に定める「意見照会書」により通知し、意見書を提出する機会を与えることにより、慎重かつ公正な開示決定等を行うこととするものである。これは、実施機関に対し第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した第三者に対して開示決定等についての同意権を与えたものでもない。
- 2 第2項は、第1項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合において、実施機関が開示決定をするときは、当該第三者のために争訟の機会を確保することとするものである。
- 3 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、反対意見書を提出した第三者が、区政情報の開示決定の取消しを求める争訟を提起し、開示の執行停止の申立てを行う期間として、開示請求者の迅速な開示への期待を考慮し、少なくとも2週間を置くこととしたものである。

【運用】

第三者保護に関する事務手続

1 第三者情報に係る意見照会

開示請求に係る区政情報に第三者に関する情報が記録されている場合、所管課長が必要があると認めたときは、意見照会書（規則第6号様式）により通知し、意見書（規則第7号様式）により意見を聴取するものとする。この場合、1週間以内に回答するよう協力を求めるものとする。

1 件の区政情報に、多数の第三者に関する情報が記録されているときは、意見聴取が必要な範囲に限定することができるものとする。

2 開示等の決定

第三者から意見聴取をしたときは、所管課長は、当該情報の性格、開示した場合の影響等について検討し、総合的判断に基づいて開示等の決定を行うものとする。

3 開示決定に係る第三者への通知書

開示に反対する旨の意見書の提出があつたにもかかわらず、当該第三者の意見に反して開示決定をしたときは、直ちに反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書（第8号様式）により、反対の意見書を提出した第三者に通知するものとする。

区対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書（第8号様式）の作成は所管課が行い、送付事務は区政情報課が行う。

☆区政情報の開示の方法（第 13 条）

- 1 区政情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその複製、情報化の進展状況等を勘案して規則等で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による区政情報の開示にあつては、実施機関は、当該区政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 開示決定に基づき区政情報の開示を受ける者は、第 11 条第 2 項の規定による通知があつた日から 90 日以内に当該開示決定に係る全ての区政情報の開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りではない。
- 3 前項ただし書きに規定する正当な理由がないのに開示決定を受けた者が開示を受けないときは、当該区政情報は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。

【趣 旨】

本条第 1 項は、第 11 条第 1 項の規定により、区政情報の開示を決定した場合の開示の方法について定めたものである。

第 2 項及び第 3 項は、開示請求者が開示等決定後も対象文書を受け取りや閲覧をしないまま、長期間にわたり区政情報課に対象文書が保管され、所管課では保存年限経過後に対象文書を廃棄することができないなど、公文書管理上の問題も発生していることから、平成 26 年 4 月 1 日の条例改正により定めたものである。

【解 釈】

- 1 実施機関は、「区政情報の開示を決定したときは、速やかに請求者に対し当該区政情報の開示をしなければならぬ」（規則第 4 条第 1 項）が、この場合、閲覧等の日時及び場所は、条例第 11 条第 2 項に規定する決定通知書により指定する。

この日時の設定は、決定通知書を作成する前に、所管課が請求者に電話連絡等により調整するものとする。

- 2 「区政情報の開示」は、「区政情報開示等決定通知書」により通知した日時、場所において所管課の職員の立会いのもとに行うものとする。区政情報の閲覧等をする者は、当該区政情報を丁寧に取り扱い、それを改ざん、汚損又は破損してはならないこととし（規則第 4 条第 2 項）、違反した者に対して閲覧等の中止を命じることができるものとする（規則第 4 条第 3 項）。

- 3 区政情報の閲覧は、当該区政情報の原本により行うことを原則とする。

- 4 閲覧の方法による区政情報の開示の場合は、当該区政情報の保存に支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他次のような合理的な理由があるときは、原本によらず当該区政情報の写しにより開示することができる。

- (1) 常用の台帳、帳簿等のように、これを閲覧に供することにより日常の業務に支障を及ぼすおそれのあるもの。
- (2) 区政情報に不開示情報が記録されており、当該不開示情報の部分が原本から分離できない状態にあるとき。
- (3) 行政の円滑な執行を確保する必要がある場合、その他合理的な理由があるとき。
「その他合理的な理由があるとき」とは、同一の区政情報の開示請求が頻繁に行われると予想さ

れる場合、永年保存となるような歴史的文書で、汚損のおそれがある場合等が考えられる。

5 電磁的記録の開示方法（規則第7条）

(1) 電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。）の開示は、原則として、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付により行うものとする。電磁的記録に不開示情報がなく、CD-Rなどの電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易なときは、複写したものを交付することにより開示することができるものとする。

(2) ビデオテープ又は録音テープの開示は、視聴により行うものとする。複製したものを交付することは現段階では見送ることとした。

【運用】

1 閲覧等の場所・日時

請求に係る区政情報の閲覧又は写しの交付は、原則として、正規の勤務時間内に区政情報課において行うものとする。

2 閲覧等の事務処理

区政情報の閲覧等に際しての事務は、次のように処理する。

(1) 所管課職員の立会い

区政情報の閲覧等に際しては、原則として当該請求に係る区政情報の開示決定を行った所管課の職員が当該区政情報を持参し、立ち会うものとする。

これは、請求者から区政情報に記録されている内容について、詳しい説明を求められることも予想されるからである。なお、各所管課の職員は、決定通知書に示された日時に、直ちに請求者に対応できるよう準備をしておくものとする。

請求者がやむを得ない事情により指定の日時に来庁できない場合は、正規の勤務時間内において、適宜閲覧等の日時を変更することができる。ただし、新たな区政情報開示決定通知書による通知は行わないものとする。

(2) 閲覧場所における請求者との対応は、次のとおり行うものとする。

ア 請求者が来所したときは、受付窓口の職員は、決定通知書の提示を求めたうえで、下記の事項を確認し、請求者が来所した旨を所管課に電話等により連絡をする。

(ア) 「区政情報開示等決定通知書」の内容と開示の対象となる区政情報が合致すること

(イ) 区政情報の開示の方法

イ 区政情報の写しの作成又は被覆の処理を行った場合は、当該処理に要した費用を徴収し、領収書を交付する。

ウ 所管課の職員は、請求に係る区政情報を請求者に提示し、請求者の求めに応じて可能な範囲で説明を行う。

エ 請求者から、閲覧後、区政情報の写しの交付の請求があったときは、職員立会いの下で、区政情報課にあるコインベンダー式のコピー機で請求者が必要とする部分を複写するものとする。

3 閲覧の中止

規則第4条第2項は、請求者の注意義務を規定したものであるが、この注意義務に違反した場合には、閲覧に立ち会っている担当職員等は、同条第3項の規定により、閲覧の中止を命じることができる。

4 請求者が開示決定後に開示を受けない場合の事務処理

(1) 開示決定通知後の事務の手順

請求者に開示決定通知をした後の事務は、次の手順で行うものとする。

ア 開示決定通知を送付後、90 日を経過する 14 日前に事前予告通知を送付し、開示を受けるよう促すものとする。

イ その後も請求者が開示を受けないまま、90 日を経過した場合は、当該開示を受けることができないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該区政情報は開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。

(2) 開示されたものとみなした後の事務の手順

ア 区政情報課は、それまで保管されていた区政情報を適切な方法で破棄する。閲覧用の原本は所管課へ返却する。

イ 請求者に対して、開示にかかる費用の負担を求める。足立区会計事務規則に基づき、調定を行い、請求者に対して、期限を指定して納入通知書を送付する。

ウ 指定した期限までに納付がない場合は、足立区の債権の管理等に関する条例に基づき、請求者に対して、督促を行う。

5 区政情報の写しの作成及び交付に係る事務処理

(1) 写しの交付に係る事務の手順

写しの交付に係る事務は、次の手順で行うものとする。

~~ア 写しを作成する部分を請求者に十分確認する。~~

~~ア 開示等の決定をし、区政情報の写しを作成する。~~

イ 写しの作成枚数及びそれに伴う費用を計算し、当該費用が請求者の負担となる旨を説明確認する。

~~ウ 区政情報の写しを作成し、当該写しを請求者に提示して確認する。~~

~~ウエ 写しの作成に要した費用を徴収し、領収書及び当該写しを交付する。~~

なお、規則第 6 条第 2 項において、区政情報の写しの交付の部数は、請求 1 件につき 1 部とされている。区政情報の写しの作成に要する費用は、原則として現金領収とする。

(2) 写しの作成方法

区政情報の写しの作成は、原則として区政情報の原本を電子複写機で複写することにより行う。

(3) 写しの交付に当たり、郵送を希望している場合の取扱い

請求者が、郵送による写しの交付を希望している場合には、写しの交付を要する区政情報の該当する部分、写しの作成枚数及びその費用の確認を電話等により十分行ったうえで、現金又は郵便為替等現金とみなすことができるもの（以下「現金等」という。）及び写しの送付に要する郵便切手の送付を求め、現金等及び切手が届いてから請求に係る区政情報の写し及び領収書を請求者あて送付する。

なお、写しの交付に係る事務は、区政情報課において行う。

6 ワイクロフイルムの閲覧等の事務

ワイクロフイルムについての閲覧等の請求があった場合の事務は、次により処理する。

(1) 当該ワイクロフイルムをワイクロリーダー（ワイクロフイルムプリンター）により複写し、当該ワイクロフイルムに記載された情報が、第 8 条各号（不開示情報）に該当するか否かについて検討する。

(2) 開示できる場合には、ワイクロリーダーにより複写したものを閲覧させるものとする。この場合、ワイクロリーダー所有課に請求者を案内し、ワイクロリーダーにより閲覧させることもできる。

一部開示の場合は、条例第 9 条の運用に準じて、ワイクロリーダーにより複写し、不開示部分を

隠したうえで、その写しを閲覧させる。

(3) 写しの交付を請求された場合は、上記「5」に準じて写しを作成し、交付する。

なお、写しの作成に要する費用には、所管課の担当職員が不開示情報について検討するため、マイクロフィルムを印画紙に複写した費用は含まないものとする。

☆費用負担（第 14 条）

- 1 この条例の規定による区政情報の閲覧については、無料とする。ただし、開示の請求に係る区政情報に不開示情報が記録されているため、写しの作成又は被覆の処理をして開示を実施する場合、当該区政情報に係る写しの作成又は被覆の処理に要する費用は、開示請求者の負担とする。
- 2 この条例の規定による区政情報の写しの交付については、写しの作成及び送付に要する費用を、開示請求者の負担とする。
- 3 前2項の規定は、前条第3項の規定により開示されたものとみなした場合について準用する。

【趣 旨】

本条は、区政情報の開示に係る費用負担について定めたものである。

「情報公開条例に基づく区政情報の開示」は、「ホームページ等による情報発信」とは異なり、開示の実施の段階になれば、開示請求者に対する直接サービスの提供にもなることから、開示請求者には一定程度の費用負担をしてもらうのが相当であるとした。

【解 釈】

- 1 区政情報の閲覧（視聴を含む。）に要する費用は無料とし、区政情報の写しの交付に要する費用（作成に要する費用及び送付に要する費用）は、請求者の負担とするものである。

なお、平成26年4月1日の条例改正では、「情報公開条例に基づく区政情報の開示」事務において、従前どおり「手数料」を徴収せず「実費負担」ととめることとした。ただし、「閲覧」請求であっても、対象文書に不開示情報が記録されておりマスキング処理を要するケースでは、写しの作成又は被覆の処理を交付するものとし、写しの作成又は被覆の処理に要した費用を開示請求者に負担してもらうこととした。

なお、平成26年4月1日の条例改正では、「情報公開条例に基づく区政情報の開示」事務においては、従前どおり「手数料」を徴収せず「実費負担」ととめることとした。

これは次のような理由による。

- (1) 手数料は、地方公共団体が当該地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき条例で定めて徴収するものである（地方自治法第227条、第228条）。区政情報の開示事務が、特定の者のためにする事務に該当するかが問題となる。
- (2) 区が保有する情報は、区と住民の共有財産である。情報公開制度の目的が、区が区政の諸活動を住民に説明する責務を全うすることにより、住民の区政への参加の促進、住民と行政との信頼関係の強化、公正で透明な区政の実現を図ることにあるのであるから、区政情報の開示事務は行政として当然に実施しなければならない事務である。したがって、区政情報の開示事務は特定の者のためにする事務には該当せず、住民から手数料を徴収すべきではない。
- (3) 区政情報の閲覧については、手数料を徴収すべきではないが、写しの作成又は被覆の処理交付に要する費用については、開示請求者の負担とすることが公平の理念にかなう。
- (4) 平成26年4月1日の条例改正は、次のような考えに基づき行われた。

近年、制度設計時に想定していない「大量請求」の問題が全国的に生じており、足立区も例外ではない状況となっていた。現行制度の一番の問題点は、請求対象文書に「個人に関する情報」等の不開示情報が記録されている場合に、開示用として対象文書のコピーを用意しなければならず、「閲覧」請求といえども、「写しの交付」とほとんど同じコストが生じてしまうことである。

つまり、「閲覧」請求の場合には、対象文書の原本を一度コピーし、当該コピーの不開示部分をマジック等により黒く塗りつぶし、それを再度コピーしたものを用意しているにもかかわらず、無料であるのに対し、「写しの交付」請求の場合には有料となり、そこに不均衡が生じている。請求対象文書が大量になると、職員による作業等も含めて行政コストがかさむにもかかわらず、コピー代すら請求できないというケースも出ている。このような不均衡を是正するための最低限の方策として費用負担について見直しを行った。

以上から、足立区においては、区政情報の閲覧は無料とし、写しの作成又は被覆の処理をして開示する場合及び写しの交付は有料とする。

2 第1項の規定により、手数料が無料となるのは、この条例の規定に基づいて行う閲覧の費用に限定されるものである。閲覧等の手続が別に定められている場合には、この条例の適用はなく、従来どおりその定められている手続によることとなる。

3 請求者が負担する費用は、写しの作成又は被覆の処理及び写しの交付に要する費用及び写しの送付に要する郵送料とする。

4 第2項の規定により請求者が負担する費用の額は、足立区情報公開条例施行規則の別表による。

【運用】

1 区政情報の閲覧時に、写しの作成を開示請求者自身が複写機でコピーをとる行うことも認める。

2 費用の納付は、前納とする。

3 費用の徴収

(1) 写しの作成又は被覆の処理及び写しの交付に要する費用は、原則として現金徴収によるものとする。

(2) 写しの送付に要する費用は、原則として切手によるものとする。

4 費用の徴収に係る事務は、原則として区政情報課において行う。

第3章 審査請求（第15条・第15条の2・第15条の3）

☆審査請求（第15条）

- 1 この条例の規定により実施機関がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき審査請求をすることができる。
- 2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。
- 3 実施機関に対する開示の決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁（以下「審査庁」という。）」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））」にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」とする。

【趣旨】

本条は、区政情報の開示の請求に対する処分に不服がある場合の救済手続である審査請求について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

- (1) 区政情報の開示請求権を保障する情報公開条例においては、請求者が区政情報の開示を拒否されるなど実施機関の決定に納得がいかない場合、この制度を真に実効性のあるものとするためには、開示を拒否されたものが、救済されるための公正な制度が確立されている必要がある。
- (2) 区政情報の不開示決定等（一部開示、不存在、存否応答拒否の場合を含む。）については、この条例では行政処分としているので、当該決定を不服として法的救済を受けることができる。その手続としては、実施機関に対して行う行政不服審査法に基づく「審査請求」と、裁判所に対して公共団体（区）を被告として行う行政事件訴訟法による「処分取消しの訴え」がある。いずれの方法をとるのも可能であるが、請求者の立場から見れば、より簡易、迅速な審査請求への期待は大きいと考えられる。

したがって、行政救済制度の整備は、情報公開制度において特に重要である。

- (3) 「審査請求」は、争いの一方の当事者である行政庁自らが、簡易迅速な略式の手続により争いを解決し、このことによって、国民の権利利益の救済を図り、併せて行政運営の適正化を確保することを目的とする。当不当の問題、すなわち実施機関の自由裁量事項については司法審査が及び得な

いので、この面での制度には重要な役割が期待されている。

一方「処分の取消しの訴え」は、現行の裁判制度によるものであり、法的側面からは十分な対応がなされ公正さも保たれるが、一般的にはかなりの時間を要するため救済の迅速性に欠ける。

しかも、わが国では裁判の公開が憲法第 82 条で定められていて、一般的なインカメラ制度（非公開による審査）がないため、地方公共団体が不開示と決定した文書を証拠として裁判所に提出すると、相手方はその文書を知ることができ、不開示決定の意味が失われてしまう事態になる。そこで、不開示とされた文書の内容を見ずに、推認方法により不開示の適否を判断するなど実質的審理ができないで、形式審査になってしまうなどの問題と、費用がかかるという経済的な面からの欠点がある。

いずれの方法をとるかは、法的救済を受けようとする者の選択に任される。審査請求をした後で、訴訟を提起することも可能である。

- (4) 第 1 項は、区政情報の開示の請求に対して実施機関が行う処分について、審査請求をすることができる旨を確認的に規定したものである。

(6) 「処分」とは、一般的には、公権力の主体たる国又は公共団体の行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその地位を確定することが法律上認められた行為をいうとされている。この条例においては、請求書の不受理、不開示決定等及び不作為（この条例に基づく審査請求に対し、具体的な対応を怠ること）が考えられる。

- (5)(6) 「審査請求」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者が、当該行政庁又は上級行政庁に対し不服を申し立て、その違法又は不当を審査させ、もって違法又は不当行為の是正排除を請求する手続である。区政情報の開示請求に対する実施機関の処分についてなされる審査請求は、処分庁が実施機関である区長や行政委員会であって、区政情報の開示等の決定について、指揮監督権を持つ上級行政庁がないことから、実施機関に対する「審査請求」となる。

- (6)(7) 行政不服審査法第 12 条によると、審査請求は、代理人によってもすることができる。「代理人」とは、審査請求人でない者で、審査請求人との間の委任契約に基づいて審査請求についての代理権を授与され、審査請求人の代わりに、その名において、自己の意思決定に基づいて、審査請求に関する行為をする者をいう。代理人が、その権限内で行った行為は、本人がしたのと同様な効果を生じ、その効力は本人に及ぶ。

- (7)(8) 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、処分があった日の翌日から起算して 1 年以内に、しなければならない。

- (8)(9) 審査請求の審理は、書面で行う必要があることか原則であるか（行政不服審査法第 19 条）
「原則で行うことも可能である（同法第 20 条）」。

2 第 2 項及び第 3 項関係

開示決定又は不開示請求に係る不作為に係る審査請求人が実施機関に対して行われる場合、審査会によるインカメラ審理が行われるので、審理員による審理手続を経る合理性に乏しく、そのため、審理員による審理手続に係る規定の適用を除外している。

〔運用〕

審査請求は、実施機関が定める審査庁が受け付ける。

☆審査会への諮問（第15条の2）

1	実施機関は、前条第1項の規定に基づく審査請求があった場合には、次の各号に掲げる場合その審査請求が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。 (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合（反対意見書が提出されている場合を除く。）
2	前項の規定による諮問は、行政不服審査法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。
3	第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、次に掲げるもの審査請求人に対して、審査会に諮問した旨を通知しなければならない。 (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。） (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） (3) 当該審査請求に係る区政情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
4	実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が審査会に諮問することを義務付け、その内容を定めたものである。

【解説】

1 第1項関係

- (1) 情報公開制度は、実施機関に対して開示を義務付ける制度であって、執行機関が一方の当事者であることから、本項は、区政情報の開示請求が拒否された場合等において、公平な第三者機関による迅速な救済を保障したものである。これにより公正で慎重な開示等の判断が担保される。
- (2) 実施機関は、処分に対する審査請求があった場合には、当該審査請求が開示の請求に対する処分に係るものである限り、次に掲げる場合不適法であるものを除き、原則としてすべて審査会に諮問しなければならない。
ア 審査請求が不適法であり、却下する場合
イ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合（反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 審査会への諮問依頼は、審査請求を受けた実施機関がそれぞれ行うとするものである。実施機関が審査請求の裁決決定を行うに当たり、審査会に諮問しなければならないのは、当該審査請求が、①条例の規定による処分に対するもので、かつ②行政不服審査法に規定する審査請求の形式的要件を具備しているときである。
- (4) 実施機関は、当該審査請求が明らかに不適法であるときは、当該審査請求を却下するものとし、審査会に諮問する必要はないものとする。
「審査請求が明らかに不適法であるとき」の場合とは、審査請求が、審査請求人不適格、審査請求期間を過ぎているなどで、行政不服審査法で定める要件を明らかに欠く場合をいう。

(5) 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合（反対意見書が提出されている場合を除く。）」には、審査請求人の主張を全面的に認めることとなり、審査会に諮問する必要性が乏しいため、諮問義務の例外としている。ただし、条例第12条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、区政情報の開示について当該第三者から反対の意思を表明した意見書が提出されている場合には、全部開示することは当該第三者の利益を害することとなることから審査会の答申を踏まえることが適当であり、例外として諮問しなければならないこととしている。

なお、「当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合」とは、審査請求人が審査請求の対象とした区政情報の全部を開示することを意味する。そのため、開示請求者が不開示決定の一部についてのみ審査請求をした場合に、当該部分の全部について開示する場合にも該当する。
(6)(5) 審査請求に基づき実施機関が再度検討を行い、その結果、審査請求の趣旨を認めることとなり審査請求の利益がなくなるような場合も、審査会に諮問する必要はない。

2 第2項関係

本項は、実施機関が審査会に諮問する際には、弁明書（行政不服審査法29条2項）の写しを必ず添えなければならないことを規定したものである。

3 第3項関係

(1) 本項は、審査請求人等に対して、実施機関が審査会に諮問したとき及び審査会の答申を受理したときにその旨を通知しなければならないものである。

(2) 本項により通知すべき対象者は第1号から第3号までに掲げるものであるが、このうち第1号の「審査請求人」には、開示請求者本人のほか開示請求者への開示決定または一部開示決定に対して、自己にかかわる情報が記録されていることを理由に審査請求をした第三者が含まれる。

(3) 第1号の「参加人」とは、行政不服審査法第13条の規定により、申請に基づきまたは職種で審査請求手続に参加する利害関係人であり、審査請求人と利害を一にするか、反対利害関係を有するか否かを問わない。

(4) 第2号の規定は、第三者からの審査請求を想定した規定である。開示請求者が既に参加人として参加している場合は第1号により通知されるが、まだ参加していない場合には、本号による通知により参加の機会を与えるためである。

(5) 第3号の規定は、第12条の規定により反対意見書を提出した第三者のための規定である。開示請求者が全部不開示決定または一部開示決定を受けてその取消しを求める審査請求をした場合に、反対意見書を提出した第三者がまだ参加人として参加していないのであれば、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである当該第三者に参加人として参加する機会を与えるためである。

4 第4項関係

(1) 実施機関は、「審査請求」があった場合には、行政不服審査法の定めるところにより、審査請求についての審理を行うことになるが、それに先立って、審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決決定を行わなければならない。

(2) 審査会の答申を尊重して裁決決定を行わなければならないとしたのは、学識経験者等により構成される公平な第三者機関を関与させることにより、公正かつ適正な救済手続を保障しようとするものである。

(3) 審査請求による権利救済制度は、本来は迅速で簡易な救済を目的として設けられたものであり、審査請求から裁決決定までの期間を短縮することは、審査請求人の利益である。しかし、審査会への諮問の手続、審査会での審査期間等から日数や期限を規定することは困難であるので、期限の設

定はしないが、遅滞なく上記の趣旨に即して処理するものとする。

- (4) 審査会への諮問は、元来第三者的不服審査に実効性を持たせるために条例化された制度であるから、実施機関は、審査会の答申を十分尊重して裁決を行わ決定しなければならない。
- (5) 審査会が、条例上不開示事由に該当しないと答申した区政情報について、実施機関が、なお該当するとして不開示決定等を維持しようとするようなことは、訴訟に臨んでも主張を通したいという程の特別の理由がある場合に限られる。

【運用】

1 審査請求の受付受理に係る事務

- (1) 審査請求は、当該処分を行った実施機関に対してするものであり、当該実施機関の庶務担当課において審査請求書を受け付けるものとする。
- (2) 実施機関の処分等に対する審査請求は、行政不服審査法第 19 条第 9 項の規定に基づき書面によることが必要とされる。原則とされているが、例外的に、申請で審査請求をする場合には、行政不服審査法第 20 条の規定に基づき、同法第 19 条第 2 項から第 5 項までで規定する事項を陳述しなくてもよい。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に返す。
- (3) なお、審査請求人が所管課に対して、審査請求に関して必要な事項の教示又は審査請求書の受けを求めたときは、当該実施機関の庶務担当課に連絡のうえ、これに応じなければならないものとする。

- (4) 実施機関の庶務担当課及び所管課は、審査請求書の受付けに当たって、形式的要件を審査する。
- (5) 審査請求書の書式については、次の項目を記載しなければならない。
 - ア 処分についての審査請求書の場合（行政不服審査法第 19 条第 2 項）
 - (7) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (4) 審査請求に係る処分の内容
 - (5) 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日
 - (エ) 審査請求の趣旨（当該請求の簡潔な結論）及び理由（それを裏付ける根拠）
 - (オ) 処分庁（実施機関）の教示の有無及びその内容
 - (カ) 審査請求の年月日
 - イ 不作為についての審査請求書の場合（行政不服審査法第 19 条第 3 項）
 - (7) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (4) 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
 - (5) 審査請求の年月日
 - ウ 法人その他団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合（行政不服審査法第 19 条第 4 項）
 - (7) 上記ア又は上記イの内容
 - (4) その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所
 - (6) 審査請求書の補正
- 審査請求書の記載内容及び添付書類について、不備又は不足がある場合には、審査請求人に対して、その箇所の補正を命じなければならない（行政不服審査法第 23 条）。
- (7) 総務部総務課長又は他の実施機関の庶務担当課長（以下「総務部総務課長等」という。）は、所

管課長と当該審査請求について協議を行うものとする。当該協議によって、不開示決定等を取り消し、開示決定をした場合は、審査会に諮問しないものとする。ここで救済が図られれば、簡易迅速で公正慎重な決定を保障することとなる。

2 審査会に対する諮問手続

- (1) 実施機関総務部総務課長等は、区政情報課長に当該審査請求について、審査会への諮問を依頼するものとする。諮問依頼は提案するものとし、課長決定とする。
- (2) 審査会に対する諮問については提案するものとし、決定区分は原則として部長決定とする。審査会への諮問は、区政情報課で行う。
- (3) 諮問に際しては、次の資料を諮問書に添付するものとする。
 - 審査請求書の写し及びの審査請求書に添付された書類の写し
 - 「区政情報開示請求書」の写し
 - 当該審査請求に係る「区政情報開示決定通知書」又は「区政情報の開示をしない旨の決定通知書」の写し
 - その他、当該審査請求を審理するうえで必要と認められる資料

3 審査会における手続

- (1) 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関所管課長に開示等の決定に係る区政情報の提示を求めることができる。この場合、実施機関所管課長は、区政情報の提示を拒むことができない。これはインカメラ制度と言われるもので、不開示又は一部開示とされた区政情報を審査会の場で明らかにして、実施機関の決定が妥当か否かを審査するものである。
 - (2) 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、関係機関所管課の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明を求めることができる。
 - (3) 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関所管課長に対して不開示の部分について不開示条項、不開示理由を記載した資料（ヴァーシ・インデックス）の作成を求めることができる。
 - (4) 区政情報課長は、総務部総務課長等に答申書の原本を、審査請求人所管課長に答申書の写しを送付するものとする。
 - (5) 各申請書を受理した総務部総務課長等は、速やかに各申請書の写しを受理した旨の通知とともに審査請求人に送付するものとする。
- ## 4 審査請求に係る裁決の手続
- (1) 実施機関総務部総務課長等は、審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をするものとする。なお、審査請求に対する事実決定は区長決定とする。
 - (2) 裁決書は総務部総務課長等が作成するものとする。この決定書には、審査会の各申を添付するものとする。これは、各申の最大限の尊重を期する趣旨である。
 - (3)(4) 審査請求の裁決により、区政情報の全部又は一部を開示する場合には、所管課長は、審査請求人と開示の日時等を協議し、区政情報の開示を行うものとする。
 - (3)(4) 第三者情報を審査請求の結果により開示する場合は、第12条第2項の規定を準用する。

☆第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続（第15条の3）

第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- （1）開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- （2）審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る区政情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該区政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、開示に反対の意思を有する第三者の審査請求を却下又は棄却する裁決をする場合および第三者の意に反して開示すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者が取消訴訟等を提起する機会を保障するため定めたものである。

【解説】

1 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合、当該区政情報は開示されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能の利益侵害が生じるおそれがあるため、当該第三者に訴訟を提起する機会を与えることが、裁判を受ける権利の保障の観点から望ましい。そこで、このような場合には、審査請求に対する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとした（第1号）。

2 開示請求に係る区政情報の開示決定等に対する審査請求が行われた結果、当該審査請求に係る開示決定等を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、開示決定を行う場合と同様に、第三者である参加人が当該区政情報の開示に反対の意思を表示している場合には、当該第三者の権利保護を図る必要があることから、開示決定等を変更する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置くこととした（第2号）。

3 本条各号に該当する第三者に対し、開示する旨の裁決をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

4 裁決により開示請求に係る区政情報の全部又は一部を開示しない旨の決定が取り消された結果、処分庁が再度行う当該区政情報の開示決定は、条例第11条第1項に基づくものであるから、条例第12条第2項が適用され、開示決定の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置くとともに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

【運用】

区政情報の開示決定の取消しを求める審査請求が提起された場合、当該審査請求の提起自体には、行政不服審査法第25条第1項の規定により、当該開示決定に係る区政情報の開示に対する執行停止の効力はないが、同法第25条第2項又は第3項の規定により、処分の取消を求める審査請求に併せて執行停止の申立てがあり、これを審査庁が認めたとき、又は審査庁が職権により執行停止を行ったときは、当該審査請求に対する裁決の日までは開示をしないこととする。

第 4 章 情報公開制度の運営 (第 16 条～第 22 条)

☆区政情報検索資料の作成等 (第 16 条)

実施機関は、区政情報の目録等区政情報の検索に必要な資料を作成し、又は検索を行うための手段を一般の利用に供するものとする。

〔趣 旨〕

本条は、この制度を区民にとって、わかりやすく利用しやすいものとするため、区政情報の検索資料を作成し、又は検索を行うための手段この検索資料を一般の利用に供することを実施機関に義務付けたものである。

〔解 釈〕

- 1 請求者が区政情報の開示を請求するに当たって、必要とする区政情報を自ら見つけることができるように、一般の利用に供されることが必要であり、このことが住民に対して区政情報の開示を求める権利を保障する第一歩となるのである。

したがって、区政情報の目録等検索に必要な資料は、住民が検索しやすいように区政情報課に置くこととする。

- 2 区政情報の検索を行うための手段として、区が作成し保管している公文書の件名及び概要等をインターネットから検索することができる「公文書提供システム」を、一般の利用に供するものとする。所管課は、情報公開が円滑かつ適正に実施されるよう検索資料の作成に努めるものとする。

- 3 その他、請求者が区政情報の開示を請求するに当たって、特定の所管課がどのような区政情報を保有しているのかを確認したい旨の申出があった際には、当該所管課のウェブサイト基準表を検索のための資料として閲覧に供することとする。

〔運 用〕

文書管理システムにより作成された平成 15 年度までの文書については、文書件名のリストを出力したものを区政情報課で閲覧に供している。

平成 16 年 4 月 1 日以降に作成された文書については、「公文書提供システム」により事案名及び事案概要が区のホームページで公表されている。

なお、「公文書提供システム」は、区政情報室に備え付けた行政情報検索用端末からも閲覧することができる。

☆他の法令等との調整等（第 20 条）

この条例は、次の各号のいずれかに該当する区政情報の開示については適用しない。

- (1) 法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている区政情報
- (2) 図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書館等の施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理している区政情報
- (3) インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表又は提供を行っている区政情報

【趣 旨】

本条は、他の法令等の規定により、閲覧等の手續が別に定められている区政情報や、図書館等の施設で住民が自由に利用できる図書等の区政情報、インターネット等の利用により公表又は提供を行っている区政情報については、この条例を適用しないことを定めたものである。

【解 釈】

1 第 1 号関係

- (1) この条例の対象となる区政情報であっても、他の制度で閲覧等が認められ、所定の手續が定められているものについては、両者の調整を図る必要があることから、閲覧等の手續が、別に定められている限りにおいて、この条例は適用しないこととした。

したがって、本条各号に規定する区政情報の開示を求める開示請求があつた場合は、請求者に本条例の対象とならない旨説明し、情報提供その他の方法により対応する。本条例の対象とならない旨を説明しても開示請求が取り下げられない場合は、開示をしない旨の決定（全部不開示決定）を行うこととなる。其の提出があつても、これを受理しないものとする。

- (2) 「閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付」とは、この条例による区政情報の閲覧又は写しの交付に相当する行為をいう。例えば、閲覧に相当する行為としては、台帳の閲覧等があり、写しの交付に相当する行為としては、謄本、抄本の交付、証明書の交付などがある。

- (3) 「縦覧」とは、主として書類・名簿等について正確を期すため、関係人をして過誤の有無を検討させ、異議申立て等の機会を与えるため、広く一般に見せることをいう。縦覧の対象には、選挙人名簿、直接請求の署名簿等がある。

- (4) 法令等の規定が、区政情報の閲覧等の手續、対象者、期間等を限定的に定めている場合においては、当該法令等の規定を適用する。それ以外の場合は、この条例が適用され、当該法令等の趣旨を踏まえて、情報提供できるものは提供し、開示請求があれば開示に応ずるかを決定するものである。

ア 法令等の規定において、請求者の範囲が限定されている場合

法令等の規定により閲覧等を請求することができる者については、当該法令等の規定により、閲覧等を行うことができるので、この条例を適用しないが、それ以外の者については、この条例による区政情報の開示を請求することができる。

（例） 土地区画整理法第 84 条第 2 項の規定による簿書の閲覧（利害関係者に限定）

イ 法令等の規定において、閲覧等の期間が限定されている場合

法令等において閲覧等を行うことができる期間内についてはこの条例は適用されないが、その期間以外については、この条例による閲覧等の請求をすることができる。

したがって、この場合における当該区政情報の開示等の判断は、条例第8条各号に照らして行うこととなる。

(例) 都市計画法第17条第1項の規定による都市計画の案の縦覧（公告の日から2週間）
ヲ 法令等の規定において、区政情報の範囲が限定されている場合

一件書類の一部についてのみ、閲覧等の手続が定められている場合には、その部分については、当該手続によることとし、その他の部分については、この条例による閲覧等の請求をすることができる。

(例) 滞納処分等と強制執行等との手続の調整に関する政令第2条の規定に基づく差押関係書類の閲覧若しくは謄写又は謄本の交付（閲覧等の請求に応ずる差押関係書類の範囲を限定）

エ 写しの交付の請求があった場合

法令等が、閲覧又は縦覧の手続についてのみ定めている場合において、写しの交付の請求があったときには、この条例による写しの交付の請求をすることができる。

(例) 都市計画法第20条第2項の規定による都市計画図書の縦覧

2 第2号関係

(1) 図書館等において収集、整理及び保存している図書、図画、記録資料の多くは、第2条第2項に規定する「区政情報」に該当するものであるが、それらは、区民が自由に閲覧し、貸出を受けることができるものである。したがって、これらの図書館等の施設においては、閲覧等の手続を独自に定めているので、当該施設の利用規則等に従い閲覧等を行うものとし、この条例を適用しないこととする。

(2) 条例上の区政情報に該当するもののうち、実施機関が公表する目的又は積極的に提供する意図をもって作成した印刷物、刊行物等については、開示の請求があったとしても情報提供により対応するものとする。

(3) 本条に規定する図書等は、「閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理している区政情報」に限られ、図書館等の区政情報であっても、当該施設において一般行政事務のために作成し、又は取得した予算執行書類等は、この条例の対象となるものである。

3 第3号関係

(1) インターネットの利用等により公表又は提供している区政情報については、区民が自由に閲覧し、取得することができるものである。したがって、この条例を適用しないこととする。

(2) 「公表又は提供している」とは、当該区政情報が現にインターネット等において公表又は提供されている状態を指し、過去にインターネット等において公表又は提供されていた区政情報や、将来インターネット等において公表又は提供が予定されている区政情報については、この条例の対象とする。

【運用】

1 法令等に閲覧等の手続についての定めがあるものとしては、次のようなものがある。

(1) 閲覧

- ア 住民基本台帳の閲覧（住民基本台帳法）
- イ 建築計画概要書の閲覧（建築基準法）

- ウ 届書その他区長の受理した戸籍に係る書類の閲覧 (戸籍法)
- エ 道路台帳の閲覧 (道路法)
- オ 公園台帳の閲覧 (都市公園法)
- カ 事業計画等関係図書 of 閲覧 (土地区画整理法)
- キ 住居表示台帳の閲覧 (住居表示に関する法律)
- ク 基準地の標準価格に関する図書 (国土利用計画法)
- ケ 地価公示に係る図書 (地価公示法)
- コ 差押関係書類の閲覧 (滞納処分等と強制執行等との手続の調整に関する政令)
- サ 公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧 (公職選挙法)
- シ 選挙人名簿抄本の閲覧 (公職選挙法)

(2) 縦覧

エ 選挙人名簿の縦覧 (公職選挙法)

—イ 直接請求の署名簿の縦覧 (地方自治法)

(3) 写しの交付

- ア 戸籍の謄本・抄本の交付 (戸籍法)
- イ 住民票の写しの交付 (住民基本台帳法)
- ウ 開発登録簿の写しの交付 (都市計画法)

2 第2号に規定する施設とは、図書、資料、刊行物を一般の閲覧に供し、又は貸し出すことを事務事業として行っている施設をいい、足立区においては次のようなものがある。

- (1) 図書館
- (2) 区政情報課
- (3) 消費者センター
- (4) 郷土博物館
- (5) その他これらに類する施設

☆公社等及び公の施設の指定管理者の情報公開（第21条）

- 1 区が出資その他財政支出等をする法人その他団体で、実施機関が定めるもの（以下「公社等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 区の公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、公社等を除く。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、公社等及び区の公の施設の指定管理者に対し、前第2項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、区が財政支出等をする法人その他団体で、実施機関が定める「公社等」及び区の公の施設の指定管理者に対し、本条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うよう努めるとともに、実施機関は、公社等及び区の公の施設の指定管理者に対し情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めたものである。

なお、指定管理者の情報公開については、平成26年4月1日の条例改正で導入したものの。指定管理者制度は、平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が施行され、地方自治体の出資法人や公共的団体等のみが受託可能であった「公の施設」の管理を、民間の事業者等も指定して管理させることができる制度として導入されたものである。

広く区政の諸活動について説明責任を果たすべく、行政サービスを担う主体の一つである指定管理者の情報公開を推進することは、制度利用の利便性向上に資するものであり、「公の施設」の管理運営を担う指定管理者制度が定着している現状に鑑み、現行の情報公開条例上の「公社等の情報公開」にかかわる規定を拡充するあたりで改正を行った。ただし、指定管理者の多くは民間事業者であり、企業活動にかかわる情報を一体的に収集管理していることも考えられるため、企業経営に著しい不利益が生じないよう、運用上留意していく必要がある。

【解釈】

- 1 区の公社等は、区とは別個の独立した法人であるため、条例上の実施機関とすることは現段階では困難である。しかし、区は公社等に対して、出資その他財政支出等を行っており、実施機関に近い公的な性格を有していることができる。したがって、公社等の保有する情報の公開を進めていく必要があることから、公社等の設立趣旨や自律性に配慮しながら、公社等が自主的に情報公開を行うよう努めるとともに、一方で、実施機関に対しては、公社等の情報公開について指導する責務を課すこととした。
- 2 「区が出資その他財政支出等をする法人その他団体で、実施機関が定めるもの」とは、別途、実施機関が告示形式により公表する。
- 3 「必要な措置を講ずる」とは、公社等が本条例の趣旨にのっとり、当該公社等で情報公開に関する規程を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整えることをいう。
- 4 「指導に努める」とは、実施機関が公社等に対し、情報公開に関する制度を整備するよう、公社等の種別に応じた準則（規程のモデル）を示すなどして指導を行うことをいう。

〔運用〕

実施機関が定める公社等は、次の団体である。

- 公益財団法人 足立区生涯学習振興公社
- 公益財団法人 足立区勤労福祉サービスセンター
- 足立市街地開発（株）
- 足立区土地開発公社
- 公益財団法人 足立区スポーツ体育協会
- 社会福祉法人 足立区社会福祉協議会
- 公益社団法人 足立区シルバー人材センター
- 一般財団法人 足立区観光交流協会

上記の団体においては、それぞれ情報公開規程等を制定して、各団体の保有する情報の公開を実施している。

特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告

標記の内容について、以下のとおり報告する。

1 対象事務及び担当課

	対象事務	担当課	第三者点検日	再実施後の評価書公表日
1	住民基本台帳に関する事務	戸籍住民課	令和7年9月26日	令和7年10月21日
2	国民健康保険に関する事務	国民健康保険課	同上	令和7年11月14日
3	地方税に関する事務	課税課	同上	令和7年12月11日

2 再実施の理由

マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」を利用したオンライン申請受付開始に伴い、事務フローに変更が生じるため

3 評価書の主な変更箇所

(1) I 基本情報

特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムとして、「サービス検索・電子申請機能」、「申請管理システム」の記載を追加

(2) II 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報の入手先として、「サービス検索・電子申請機能」、「申請管理システム」の記載を追加

(3) III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報を入手する際のリスク対策について、「サービス検索・電子申請機能」に関する記載を追加

4 点検結果

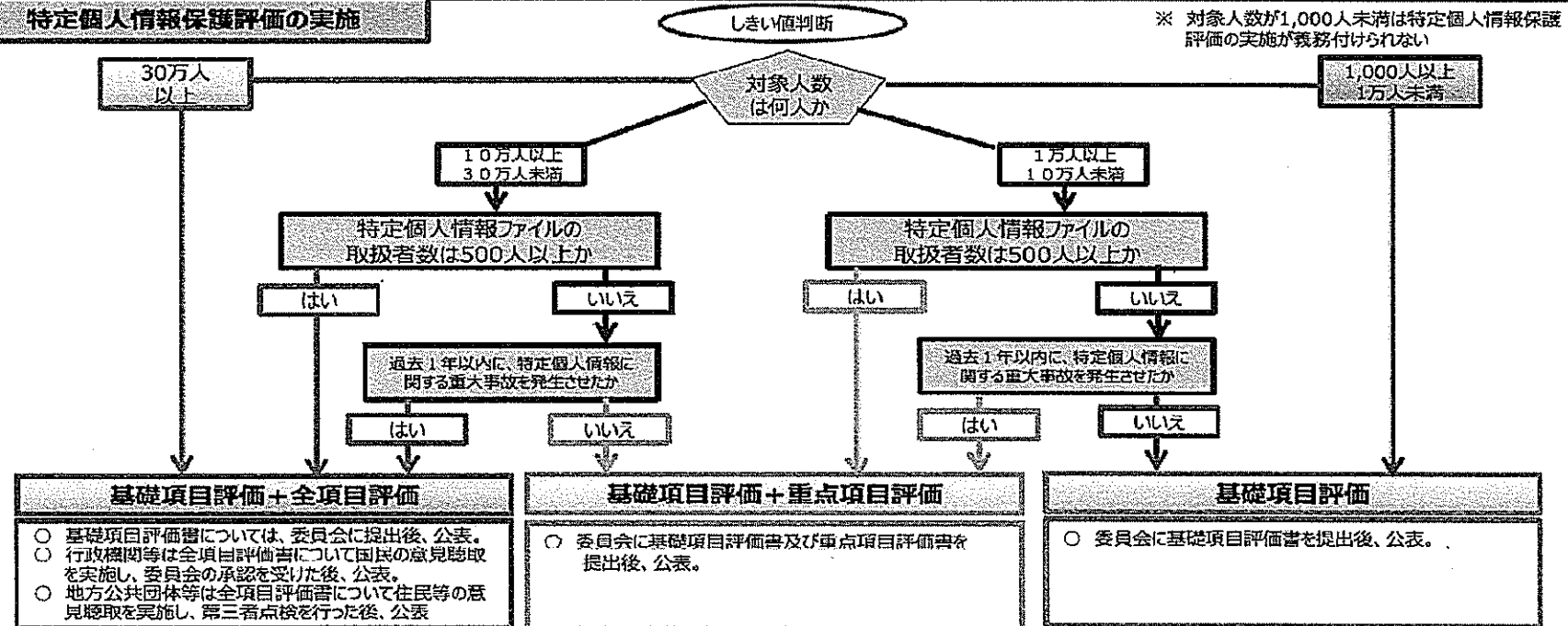
適切な安全管理措置が講じられていることを確認した。

特定個人情報保護評価の実施手続

特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する。
- 特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）へ提出する際に、併せて提出する。特定個人情報保護評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施



実施後に必要となる手続

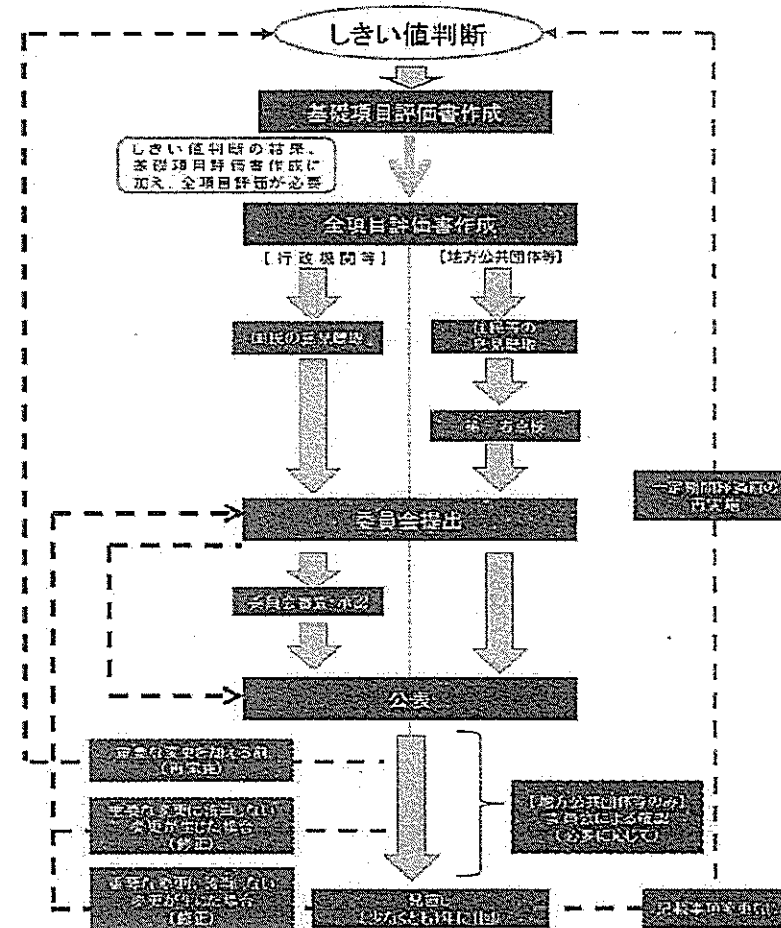
- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、特定個人情報保護評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 定期間（5年）経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

全項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 特定個人情報ファイル名 2. 基本情報
 - 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 - 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発
 - 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続

全項目評価実施フロー



「足立区個人情報保護評価委員会（PPAC）」の実施状況の報告

標記の件について、以下のとおり報告する。

1 開催日

令和7年度 第4回：令和7年 7月17日
 第5回：令和7年 8月13日
 第6回：令和7年 9月25日
 第7回：令和7年10月24日

2 具体的な評価方法

担当所管課が作成した「業務委託安全管理シート」の内容について、「PPAC評価シート」を用いて安全管理措置が十分であるか事前に点検・確認し、評価する。

3 評価結果

別紙「足立区個人情報保護評価委員会 評価結果一覧」のとおりに

4 委員構成

委員長	政策経営部長
副委員長	ガバナンス担当部長
委員	ICT戦略推進担当課長 情報システム課長
専門アドバイザー	弁護士 東京電機大学准教授（情報システム分野） 東海大学准教授（通信ネットワーク分野）
事務局	区政情報課

安全管理措置に致命的な欠陥があり再検討する必要がある=C

第4回：令和7年7月17日					
評価番号	件名	担当課	委託等内容	主な意見等事項	評価
2025-006	被保護者健康管理支援事業 RezeptPlus生活習慣病AIリスク予測実証における被保護者医療扶助情報の活用	生活支援推進課	令和6年度から実施している生活習慣病AIリスク予測事業について、新たにケース記録から抽出・付加した当該被保護者の生活状況等の情報の提供を追加する。	●個人情報の提供が目的外利用にあたらな ないかの整理が必要と思います。提供す る情報の利用目的を確認し、利用目的の範 囲内となるか範囲外となるかを特定してく ださい。また、社会的に弱い立場である被 保護者に個人情報保護法上問題あるよう ではいけないので、倫理上問題という観点 の確認も必要となります。 ●社内クラウドを利用とありますが、クラ ウドサービスの名称とISMAP取得状 況を確認してください。	A

2025-007	子育て支援アプリ（アプリ名称：mila-e おやこ手帳）導入及び保守・運用業務委託	子ども政策課	子育て支援アプリ（mila-e おやこ手帳）の製作・設定作業及び運用・保守を委託する。アプリにより、子どもの年齢やエリアに応じたプッシュ型による情報の発信を行う。	●すべてのデータについて、それぞれのサーバーに保管され、どのように保護されるのかは、委託先から情報を頂いても良いと思います。 ●データの保管期間について、一定の期限で区切り、削除することが推奨されます。	A
2025-008	子育て家庭訪問事業運営委託	子ども政策課	子育て家庭を定期的に訪問し、相談支援や絵本等の配付を行う。対象世帯への訪問、絵本等の配付及び管理、従事者への研修、対象世帯の管理、コールセンターの開設及び運営を委託する。	意見なし	A
2025-009	学童保育業務支援システムの導入	学童保育課	保育業務支援システムを導入し、児童の出欠管理のシステム化、アプリケーションを使用した保護者・学童間の連絡、区から保護者への一斉連絡を可能とする。	●すべてのデータについて、どこに流通するかを把握することが望ましいです。	A

第5回：令和7年8月13日

評価番号	件名	担当課	委託等内容	主な意見等事項	評価
2025-010	保育所業務支援システムの導入	障がい福祉センター	障がい福祉センター幼児発達支援室で実施している療育が必要な児童の通所事業において保育所業務支援システムを導入する。	●保管時の安全管理措置 データは保管せず、廃棄または返還することありますが、保管は行わないが廃棄することがよくわかりませんでした。保管しないのであれば廃棄・返還は行わないと考えられますので、その点は事業者を確認して頂ければと思います。 ●保管時の安全管理措置 データを抜き出して保存することについて、文書 PC 本体のハードディスクに記録が残るのは好ましくないため、所属フォルダに保管の方が安全です。 所属フォルダは課の職員全員が閲覧可能なため、係ごとに見られてはいけない情報があるならば、データにパスワードをかけ、係長等がパスワードを管理し、権限を持つ職員以外閲覧できない運用が推奨されます。そのようなデータがなければ、パスワードは不要です。データを閲覧する権限がどのようになっているかを確認して頂き、パスワードをかけるかどうかは判断して頂ければと思います。	A

2025-011	ふるさと納税関連サービス基本使用許諾契約	課税課	ワンストップ特例オンライン申請システム(ふるさと納税 do・自治体マイページ)を導入する。	●再委託について 番号法では、通常の個人情報を扱う委託と異なり、再委託が許諾制となっております。マイナンバー法の10条1項で、委託元の許諾がないと再委託ができないとなっております。許諾が必要ないならば、ガイドラインに沿った理由を立てないとならないため、その点ご検討ください。 ●マイナンバー収集時の本人確認措置について、番号法の16条で本人確認義務が課せられております。施行令・施行規則ではオンラインで本人確認を行う場合にJ-LIS 署名のマイナンバー部分を読み取ることなど、本人確認方法が細かく限定されており、適合をしていないと、マイナンバー法の第16条違反になります。	A
----------	----------------------	-----	---	--	---

第6回：令和7年9月25日

評価番号	件名	担当課	委託等内容	主な意見等事項	評価
2025-012	クラウド型個別教育支援計画・個別指導計画作成のための保護者アンケート機能の導入	支援管理課	現在紙面で保護者より提出されているアンケートとアセスメントを、クラウドサーバー上にアクセスし入力ように変更する。	●データの保管方法と場所、廃棄の方法とタイミング、誰がアクセスできるか、提供方法といった部分を明確にしてください。 ●データを中学校に引き継ぐことについても、資料内に記載してください。 ●アンケート情報、個別計画書のそれぞれのデータの取扱いを明確に記載してください。 ●データをダウンロードした後のサーバー側の削除の時期を早めることができるかを確認してください。 ●保護者がアンケートを入力後、自分が入力したデータを確認・修正を行えるかを確認してください。 ●委託先事業者の ISO27001 取得について、来年度に所管から確認してください。 ●LITALICO からダウンロードしたデータの保管について、学校側のルールを定めていただきたい。	A

2025-013	振込不能情報の取得方法変更について	会計管理室	区が債権者へ振込をすることができなかった場合に、指定金融機関であるみずほ銀行より紙ベースで不能情報を受領している。みずほ銀行からの要望により、クラウド型ファイル送受信サービスを使用したデータでの受領に変更する。	●区が受け取った振込不能データについて、データを削除するタイミングを検討してください。	A
----------	-------------------	-------	---	---	---

第7回：令和7年10月24日					
評価番号	件名	担当課	委託等内容	主な意見等事項	評価
2025-014	就学相談等にかかる発達検査業務委託	支援管理課	こども支援センターげんきで実施している相談業務の一部である「発達検査」を委託する。	●事業者のパソコンを施設内に置いたままとすると、パソコンが紛失した際に誰の責任となるのかという懸念があります。問題が起きた時のため、事業者の退室時にパソコンをしまったことを事業者と区の双方で確実に確認することが望ましいです。可能であれば、万が一の時のために台帳などで互いにチェックを出来るようにすることが推奨されます。 ●フォルダにパスワードを設定という記述をファイルにパスワードを設定へ修正ください。	A
2025-015	個人情報を含むクラウドファイル転送サービスの導入	I C T 戦略推進担当課	クラウドファイル転送サービスを導入する。	意見なし	A

2025-016	音声データテキスト化サービスの導入	I C T 戦略推進担当課	会議等で録音した音声データの文字起こし・予約を行うサービスを導入する。	●現在は委託先が統計情報を作成するには、明示的な同意を必要とする等の規制がありますが、個人情報保護法が改正された場合、本人同意が不要となる可能性があります。A I に個人情報を学習させる際、生成結果から個人情報を抜き出せず、学習のためだけにデータを使用しているという考え方のため、個人情報も統計利用という形で使用される可能性があります。その場合、区の会議録や区の情報すべてが同様になる可能性があります。従って、まだ成立前の法律のため見込みですが、今後も動向も踏まえ、業者へどのように義務づけるかを検討してください。 ●重要な非公開情報となり、万が一漏洩した際のリスクが非常に高いため、運用面での点検や監査をしっかりと行い、安全管理措置を遵守しているかを確認することが推奨されます。	A
----------	-------------------	---------------	-------------------------------------	--	---

2025-017	日暮里・舎人ライナー混雑における混雑緩和に向けた実証実験等業務委託	交通対策課	東京都交通局と連携し、日暮里・舎人ライナー沿線区間でバスを運行させ、混雑緩和に向けた社会実験を実施する。バスの手配・運行、バス座席の予約受付、予約乗車券の発行、実験参加者の案内誘導・参加者証の確認・車両誘導警備、問い合わせ窓口の設置を委託する。	意見なし	A
2025-018	区民農園管理委託	産業振興課	農家等から無償でお借りした農地を、有料で区民へ貸し出すにあたり、農園利用者の募集・決定、農園の維持・管理を委託する。	—	—
2025-019	保活ワンストップオンライン相談業務（東京都連携事業）	保育・入園課	保育園探し等のいわゆる保活に関する相談を、オンラインを通じて、足立区の保育コンシェルジュと保護者の間で実施する。	—	—

【2025-018 から 2025-019 の評価について】

区政情報課において安全管理措置が十分であると確認したため、足立区個人情報保護評価委員会の評価を必要としないこととする。